

NIVR

資料シリーズ
No.15

**英国における障害者差別
禁止法（仮訳）**

1997年 3 月

日本障害者雇用促進協会

障害者職業総合センター

NATIONAL INSTITUTE OF VOCATIONAL REHABILITATION

ま え が き

障害者職業総合センターは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、労働行政のみならず、我が国における職業リハビリテーションの推進とサービスの質的な向上に貢献することをめざして、職業リハビリテーションに関する調査・研究、障害者の雇用に関する情報の収集・分析・提供、職業リハビリテーション施設の運営・指導、専門職員の養成・研修、障害者に対する職業リハビリテーションサービスの提供などの事業を行っております。

このため、当センターでは、職業リハビリテーションの各領域にわたる調査研究を広く実施し、その成果を調査研究報告書として発表するとともに、研究の過程で蓄積された内外の文献資料や研究データなどのうち重要と思われるものを資料シリーズの形で取りまとめ、今後の研究の基礎資料とするとともに、関係の皆様への参考に供していきたいと考えております。

本書は、こうした当センターの研究活動の一環として、1995 年 11 月、英国において公布された“Disability Discrimination Act”を仮訳したものです。この法律の原文は以下の資料によりました。

HMSO, Disability Discrimination Act (1995 Chapter 50), HMSO, London, pp.1-80 (1995)

本書では、英国における最新の障害者関連立法を代表するものとして上記の法律全文の仮訳を試みました。我が国でも 1993 年 12 月に障害者基本法が公布・施行され、より一層の障害者施策の推進が図られているところです。本書が、このような我が国の現状の把握及び今後の障害者法制の発展のための比較・検討を行う上での資料として、関係の皆様へ御活用いただければ幸いです。

本書刊行の準備段階では、法律原文の入手及び訳文素案の作成について、英国リーズ大学大学院博士課程に在籍中の目黒輝美氏に御尽力いただきました。ここに記して感謝致します。

なお、「Ⅰ 英国における障害者差別禁止法の概要と制定の経緯」の取りまとめ及び「Ⅱ 1995 年障害者差別禁止法（1995 年法律第 50 号）－仮訳－」の最終翻訳は当センター雇用開発研究部門の指田忠司研究員が担当しました。

1997 年 3 月

日本障害者雇用促進協会
障害者職業総合センター
研究主幹 森 崎 正 毅

目 次

I	英国における障害者差別禁止法の概要と制定の経緯	1
II	1995 年障害者差別禁止法（1995 年法律第 50 号）－仮訳－	5
	第 1 編 障害	5
	第 1 条 「障害」及び「障害者」の意味	5
	第 2 条 障害歴	5
	第 3 条 指針	5
	第 2 編 雇用	8
	〔雇用主による差別〕	8
	第 4 条 応募者及び従業員に対する差別	8
	第 5 条 「差別」の意味	8
	第 6 条 雇用主の調整義務	9
	第 7 条 小企業の除外	10
	〔施行、その他〕	12
	第 8 条 施行、救済及び訴訟手続	12
	第 9 条 合意事項の有効性	13
	第 10 条 特定団体に対する慈善と援助	14
	第 11 条 雇用主による障害者差別を示唆する広告	15
	〔他の人々による差別〕	15
	第 12 条 派遣労働者に対する差別	15
	第 13 条 職種団体による差別	16
	第 14 条 職種団体に関する「差別」の意味	16
	第 15 条 除外証明書の拒否に対する不服審査申し立て	17
	〔賃貸借契約に基づいて占有されている不動産〕	18
	第 16 条 賃貸借契約に基づいて占有されている不動産の改造	18
	〔職域年金制度と保険サービス〕	19
	第 17 条 職域年金制度	19
	第 18 条 保険サービス	20

第3編 他の分野における差別	21
[商品、施設及びサービス]	21
第19条 商品、施設及びサービスに関する差別	21
第20条 「差別」の意味	22
第21条 サービス提供者の調整義務	23
[不動産]	25
第22条 不動産に関する差別	25
第23条 小規模住居の除外	26
第24条 「差別」の意味	27
[施行、その他]	28
第25条 施行、救済及び訴訟手続	28
第26条 合意事項の有効性と検証	28
第27条 賃貸借契約の目的たる不動産の改造	29
第28条 助言及び援助	29
第4編 教育	31
第29条 障害者の教育	31
第30条 障害者の継続教育及び高等教育	31
第31条 障害者の継続教育及び高等教育（スコットランド）	33
第5編 運輸	34
[タクシー]	34
第32条 タクシー・アクセシビリティ規則	34
第33条 指定運輸施設	35
第34条 タクシー・アクセシビリティ規則準拠を条件とした新許可証	35
第35条 タクシー・アクセシビリティ規則の除外	36
第36条 車椅子を使用する乗客の輸送	37
第37条 盲導犬及び聴導犬を使用する乗客の輸送	38
第38条 除外許可証交付拒否に対する不服審査申し立て	39
第39条 スコットランドにおける障害をもつ乗客についての要件	39
[公共サービス車両（PSV）]	40
第40条 PSV アクセシビリティ規則	40
第41条 アクセシビリティ許可証	41
第42条 認可許可証	41

第 43 条	特別認可	42
第 44 条	見直し及び不服審査申し立て	42
第 45 条	手数料	43
	[鉄道車両]	43
第 46 条	鉄道車両アクセシビリティ規則	43
第 47 条	鉄道車両アクセシビリティ規則適用除外	44
	[補則]	45
第 48 条	法人による違反	45
第 49 条	偽造及び虚偽の申告	45
第 6 編	全国障害委員会	47
第 50 条	全国障害委員会	47
第 51 条	委員会により定められる施行細則	48
第 52 条	前条に基づいて発せられた細則に関する規定の制定	48
第 7 編	補則	50
第 53 条	所管大臣の定める施行細則	50
第 54 条	前条に基づいて発せられた細則に関する規定の制定	50
第 55 条	処分	51
第 56 条	差別を受けた者の救済	52
第 57 条	違法行為への加担	52
第 58 条	雇用主等の責任	53
第 59 条	国の安全を確保するための行為等	53
第 8 編	雑則	54
第 60 条	所管大臣による助言者の任命	54
第 61 条	1944 年障害者（雇用）法の修正	54
第 62 条	公開の制限（労働裁判所）	56
第 63 条	公開の制限（雇用控訴裁判所）	57
第 64 条	刑事法院等への適用	58
第 65 条	議会への適用	59
第 66 条	第 2 編に基づかない政府任命	60
第 67 条	規則及び命令	60
第 68 条	解釈	61

第 69 条 財政措置	62
第 70 条 略称、開始、範囲等	62
付則	64
付則 1 第 1 条を補完する規定	64
付則 2 障害歴	67
付則 3 施行及び訴訟手続	68
第 1 部 雇用	68
第 2 部 他の分野における差別	69
付則 4 賃貸借契約に基づいて占有されている不動産	71
第 1 部 雇用主又は職種団体による占有	71
第 2 部 サービス提供者による占有	72
付則 5 全国障害委員会	74
付則 6 必要な修正	76
付則 7 廃止	78
付則 8 北アイルランドに本法を適用する場合の修正	78

I 英国における障害者差別禁止法の概要と制定の経緯

1. はじめに

1990年のアメリカ障害者法（ADA）の制定に触発されて各国で障害者法制の見直しが行われており、我が国でも1993年に障害者基本法が制定されたことは周知のとおりである。1944年制定の「障害者（雇用）法」をもつ英国でも、数年の審議を経て1995年11月、障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act）が制定・公布され、段階的に施行されている。この法律では、障害者の公共サービスへのアクセスの保障が規定されるとともに、雇用の分野では従来から存在した割り当て雇用制度（quota system）が廃止され、新たにADAに類似する雇用差別禁止規定が設けられている。

ここでは、1995年障害者差別禁止法の概要を簡単に紹介するとともに、その制定の背景と経緯について述べておくことにする。

2. 法律の概要

（1）目的

雇用、商品及びサービスの提供、並びに住宅供給の三分野において障害者の権利を保障するとともに、教育、公共輸送機関における障害者のアクセシビリティにも配慮することを通じて、総合的に障害者に対する差別を禁止することを目的とする。

（2）対象となる障害者

身体的・感覚的又は精神的な面において機能障害を有し、通常の日常生活活動を行うのに永続的に支障のある者。また、過去において障害歴を有する者も法律の適用対象とされているので、いわゆる精神病回復者はここにいう「障害者」とされる。

（3）対象となる雇用主等

①20人以上の従業員を雇用する事業主、②有料・無料を問わず、公衆に商品・サービス・施設を提供する者、③不動産等の財産の販売及び賃貸を行う者、④地上又は地下における運輸・運送を行う者、に大別できる。スーパーマーケットや銀行、旅行会社、中央及び地方の行政庁などは②に含まれ、鉄道、バス、タクシーなどは④に含まれる。

（4）実施のための機関

政府に対する助言機関として、新たに全国障害委員会及び北アイルランド障害委員会を設置し、障害者に対する差別を撤廃するための助言を求める。委員会の任務は、法律の実施状況を把握し、施策に関して修正の要否について提案し、実施要綱の制定において新しい権利がどのように盛り込まれているかを検証して、年次報告を発行することにある。

（5）施行時期

条項によって施行時期を異にし、行政庁による規則・指針の制定を待って施行される部分もあ

り、制定後 1 年ないし 1 年半で施行されるものもある。

(6) 救済手続

法律違反の行為があった場合の定めとして、法律は、雇用主による差別は労働裁判所に出訴することを認め、サービス提供者による差別については一般の民事裁判所での手続を保障している。そして、裁判で当該行為が違法であるとされた場合には、当該行為が禁止されるとともに、それによって被った精神的損害の賠償が行われる。

(7) 施行地域

英国全土に及び、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドにも適用される。

3. 雇用に関する規定の概要

- (1) 雇用主は、採用、訓練、昇進及び解雇等を含むすべての雇用関連事項において、正当な理由なしに障害者をその障害ゆえに他の者より不利に処遇してはならない。
- (2) 障害者を援助するために、職場環境の改善、職務の変更など「合理的調整措置 (reasonable adjustment)」を行うことが義務づけられている。
- (3) 労働組合等の職種団体もまた障害者を不利に処遇してはならない。
- (4) 1944 年障害者 (雇用) 法で規定されていた割り当て雇用制度の廃止に伴い、雇用主においては、登録障害者の割り当て雇用率を達成する必要がなくなり、障害者においてもその旨の登録の必要がなくなる。

4. 法律制定の背景と議会における審議

(1) 法律制定の背景

英国には約 650 万人の障害者がおり、うち 400 万人以上が移動面での障害をもつ人々である。これら障害者の失業率は健常者の 3 倍に達し、雇用主が障害者の求職面接を断る率は健常者の 6 倍に達している。また社会生活においても、障害を理由にアパートへの入居を拒否されたり、盲導犬を連れた視覚障害者がタクシーへの乗車を拒否される等の「障害」を理由とする差別も多くみられる (Berry 1994)。

このような差別をなくすための手段として「差別禁止法」を制定しようという動きは 1980 年代前半から英国にもみられたが、1990 年 7 月のアメリカ障害者法 (ADA) の制定によってその動きが一気に加速した。そして 1993 年 2 月 26 日、議会 (下院) でこの種の立法の必要性について動議が提出され、多数の議員の賛成があったことから、A・モリス議員等が原案を作成して障害者公民権法案 (Civil Rights (Disabled Persons) Bill) が 1994 年春に下院で審議されるようになった。

しかし 1994 年 5 月 6 日の下院審議において反対派から 90 件もの修正案が提出されるに及んで、この法律の会期内成立は事実上不可能となった。これはいわゆる議員立法としての提案であった

が、英国でこの種の法律案が政府の支持なしに議会を通過することはほとんどないと言われている。政府は全面的・包括的な差別禁止立法よりも、教育・説得を通じての障害者理解が政策的に優先されるべきであるとする立場を堅持したのである。

その後 1994 年秋、政府は政府主導で障害者差別禁止法を制定すべく、草案を作成して関係機関への意見聴取を実施し法律案としてまとめる作業に入った。そして 1995 年に入って間もなく、政府は障害者差別禁止法案（Disability Discrimination Bill）を議会に提出した。

このような政府の動きに対して、60 の障害者関係団体の支持を得て野党労働党の H・バーネス議員等が議員立法として対案を提出したため、議会では両案が同時に審議されることになった。このように、同一の事柄について政府案と議員提案とが同会期に提出されることは極めて稀なことだという。

（2）議会審議における争点

政府案と上記の議員提案との主要な争点は、①全国障害委員会の役割、②割り当て雇用制度の存廃、③小規模企業の除外規定の可否、の 3 点であった。

①について、政府案では全国障害委員会に「助言」という限定された権限しか与えられていないのに対して、議員提案では同委員会に、障害者差別を具体的に解決できるような権限を与えるべきであるとしていた。

②についての政府案は、割り当て雇用制度を廃止するというものであったが、その理由は割り当て雇用制度が十分機能していないからだということであった。これに対して議員提案の立場は、単に制度が機能していないから廃止するというのでは、現時点で雇用が前進する保障は何もなく、かえって現在の状況を悪化させるおそれがあるので、当面は制度の改善によって割り当て雇用制度の機能強化を図り、雇用の可能性が拡大したことが明確になった時点で廃止すべきであるというものであった。

③については、性差別、人種差別についてはこのような除外規定はなく、平等という観点から見て同様の制度とするのが当然という主張であった。

しかしながら、制定された法律を見る限り、基本的には政府案に沿ったものになっていると言えよう。

5. まとめにかえて——法律施行への期待と不安——

1995 年末まで英国リーズ大学博士課程で研究されていた目黒輝美氏によれば、一定の限界はあるものの、長年の懸案であった障害者差別禁止法が制定されたことを、障害者及び関係者は、積極的に受けとめているという。同氏が訪問した大きな障害者関連の全国組織は、施行細則の検討委員などにも参加を要請されており、障害者からの要望の反映に重要な役割を果たしている。

ここで、この法律のもつ特徴について指摘しておきたい。前述のように、この法律の制定が ADA の制定に触発されていることとの関連もあると思われるが、この法律の下で障害者差別を禁止するた

めには、障害者自身の積極的なアプローチが必要であり、その意味で障害者を援助する体制作りが今後重要になってくると考えられる。

最新の資料によれば、1995 年障害者差別禁止法の雇用に関する規定（第 2 編）が 1996 年 12 月 2 日から施行されているという。まだ具体的な施行細則については確実な資料を手にしていないが、この法律がどのように運用されていくのかについて、今後とも注目していきたいと考えている。

<引用・参考文献>

Berry R., Rights for Disabled People Now!, "The New Beacon" vol. 78 no. 918, pp.4-6 (1994)
HMSO, Disability Discrimination Act (1995 Chapter 50) , HMSO, London, pp.1-80 (1995) RNIB
Political Policy Office, Westminster Round-up, "The New Beacon", vols.78-80 nrs. 921-946, (1994-1996)

Ⅱ 1995 年障害者差別禁止法（1995 年法律第 50 号）－仮訳－

本法律は、雇用、商品・施設・サービスの提供、又は不動産の斡旋若しくは管理に関連して、障害者を差別することを違法とすること、障害者の雇用についての規定を定めること、及び全国障害委員会を設立することを定めたものである。（1995 年 11 月 8 日）

本法律は、英国女王陛下の名の下に、今議会で上院及び下院によりその権限の下で以下のように制定されたものである。

第 1 編 障 害

第 1 条 「障害」及び「障害者」の意味

- 1 付則 1 の規定に従い、本法において「障害」とは、通常の日常生活活動を行う能力に対して相当程度の且つ長期的悪影響を及ぼす身体的又は精神的機能障害 (impairment) のある状態をいう。
- 2 本法において「障害者」とは、障害をもっている者をいう。

第 2 条 障害歴

- 1 第 1 編、第 2 編及び第 3 編の規定は、障害をもつ者に適用されると同様に、障害歴をもつ者にも適用される。
- 2 該当する規定については、付則 2 による修正に従うものとする。
- 3 本法に基づいて定められるすべての規則及び命令には、障害歴をもつ者に関する規定を含めることができる。
- 4 第 2 編又は第 3 編に基づくすべての手続において、その者がある特定の時点（「該当時」）に障害をもっていたか否かについての問題は、本条の目的に照らして、不服審査申し立ての対象となる行為が行われた時点において有効な本法の規定又は本法に基づいて定められた規定が、該当時に効力を有していたものとみなし、これを決定する。
- 5 該当時とは、本法発効以前の時とする。

第 3 条 指針

- 1 所管大臣は、以下の点を決定するに当たって、配慮すべき事項についての指針を発行することができる。
 - (a) その機能障害が、通常の日常生活活動を行う上でその者の能力に相当程度の悪影響を及ぼしているか否か

- (b) その機能障害が、長期的影響を及ぼしているか否か
- 2 その指針においては、特に、以下の点についての例を示すことができる。
 - (a) 特定の活動において、本法の目的に照らして相当程度の悪影響があると認めることが妥当である影響
 - (b) 特定の活動において、本法の目的に照らして相当程度の悪影響があると認めることが妥当でない影響
 - (c) 本法の目的に照らして、「長期的」と認めるのが妥当な相当程度の悪影響
 - (d) 本法の目的に照らして、「長期的」と認めることが妥当でない相当程度の悪影響
- 3 本法の目的に照らして、その機能障害が、通常の日常生活活動を行う上でその者の能力に相当程度の且つ長期的悪影響を及ぼしているか否かについて裁判所が決定するに際しては、それに関連すると認められるすべての指針が考慮されなければならない。
- 4 すべての指針の草案の準備に当たっては、所管大臣は適当と認められる者にこれを諮問しなければならない。
- 5 所管大臣が指針を発行しようとする場合には、その草案を公表し、草案について提出された意見を考慮し、それが適当と認められる場合には、その意見に基づいて草案を修正しなければならない。
- 6 所管大臣は、提案された指針について発行の進めることを決定した場合には、議会の各院に、その草案を上程しなければならない。
- 7 40 日以内にいずれかの院が、その草案を承認しないと議決した場合には、所管大臣は、当該の提出された指針に関して更に進めてはならない。
- 8 その決議が 40 日以内に行われない場合には、所管大臣は、その草案をもって、指針としてこれを発行しなければならない。
- 9 指針は、所管大臣が命令により指定した日より効力を生ずるものとする。
- 10 第 7 項の規定は、指針について新たな草案を議会に上程することを妨げるものではない。
- 11 所管大臣は、以下のことを行う。
 - (a) 適宜、指針の全部又は一部を改訂し、再発行すること
 - (b) 命令により、指針を廃棄すること
- 12 本条において
「40 日間」とは、すべての提起された指針草案に関して、以下のことを意味する。
 - (a) 一方の院に上程された日より 1 日後に、他の院に当該草案が上程された場合には、40 日間は、その遅い方の日から起算し、また
 - (b) 他の場合にはすべて、40 日間は、当該草案が各院に上程された日から起算する。議会が解散若しくは停会している期間、又は両院が 4 日以上休会している期間は、これを算入しない。

「指針」とは、本条に基づいて所管大臣により発行された指針を意味し、また改訂・再発行されたものを含むものとする。

第 2 編 雇 用

〔雇用主による差別〕

第 4 条 応募者及び従業員に対する差別

- 1 雇用主が以下の点について障害者を差別し、又は以下の行為を行うことは違法である。
 - (a) 雇用主が雇用を提供する者を決定する目的で行う申し合せ
 - (b) 雇用主がその者に雇用を提供する際の条件
 - (c) その者に対する雇用の提供を拒否し、又は故意にこれを提供しないこと
- 2 雇用主が、以下の点について現に雇用している障害者を差別し、又は以下の行為を行うことは違法である。
 - (a) 雇用条件
 - (b) 昇進、異動、訓練又は他の便宜を受ける機会
 - (c) 上記機会の提供を拒否し、又は故意にこれを提供しないこと
 - (d) その者を解雇し、又はその者をして、その他すべての不利益に従わせること
- 3 第 2 項は、雇用主が公衆、又は当該の従業員を含む公衆団体に対して、金銭の支払いの有無に関わらず、便宜供与を考えている場合には、そのいかなる便宜にも適用されない。但し、以下の場合を除く。
 - (a) 当該事項が、全従業員に対する雇用主による便宜供与と物質的に異なっている場合
 - (b) 当該の従業員に対する便宜供与が、雇用主との雇用契約により規定されている場合
 - (c) 訓練に関する便宜
- 4 本編における「便宜」には、施設及びサービスを含むものとする。
- 5 第 55 条により差別を設定する法律の場合には、本条はまた、障害をもたない者に対する差別にも適用される。
- 6 本条は、大ブリテン島内に所在する事業所における雇用にのみ適用される。

第 5 条 「差別」の意味

- 1 本編の目的に照らして、以下の場合において、雇用主は障害者を差別したものとされる。
 - (a) 障害者のもつ障害に関連する理由に基づいて、その理由が適用されない場合の他者の処遇に比べて、障害者を不利に処遇し、
 - (b) その処遇が正当なものであることを雇用主が証明できない場合
- 2 本編の目的に照らして、以下の場合にもまた、雇用主は障害者を差別したものとされる。
 - (a) 障害者に関連して第 6 条で課される義務を履行せず、

- (b) その義務を履行しないことが正当であることを証明できない場合
- 3 第5項に従い、第1項の目的に照らして、その理由が特定の事案の状況にとって重大且つ相当である場合にのみ、その処遇は正当とみなされる。
- 4 第2項の目的に照らして、その理由が特定の事案の状況にとって重大且つ相当である場合にのみ、第6条の義務の不履行は正当とみなされる。
- 5 第1項に該当する事案にあつては、雇用主は当該障害者に関する第6条の義務を負うが、その義務の履行を正当な理由なく怠った場合には、たとえ過去において第6条の義務を履行していたとしても、それが現在も引き続いている場合でなければ、当該障害者に対する処遇は、第3項の下においても正当とは認められない。
- 6 規則には、本条の目的に照らして以下の事項の細目について規定を定めることができる。
 - (a) 正当とされる処遇
 - (b) 正当とされる第6条の義務の不履行
 - (c) 正当とされない処遇
 - (d) 正当とされない第6条の義務の不履行
- 7 第6項に基づく規則においては、特に以下の規定を定めることができる。
 - (a) すべての便宜を図るための経費に関わる規定
 - (b) 職域年金制度の下における便宜に関しては、負担額の統一レートを継続できるという見地に基づく規定

第6条 雇用主の調整義務

- 1
 - (a) 雇用主による、若しくは雇用主のために行われるすべての申し合わせ、又は
 - (b) 雇用主の占有するすべての施設の物理的特徴が、
障害をもたない者と比較した場合に、当該障害者に相当の不利益を及ぼしているときには、雇用主は当然のこととして当該申し合わせ又は特徴が、当該事案のあらゆる状況において影響を及ぼすことを防止するために、その対策を講ずる義務を負う。
- 2 第1項(a)は、以下の場合にのみ適用される。
 - (a) 雇用を提供する者を決定するための申し合わせ
 - (b) 提供若しくは供与される雇用、昇進、異動、訓練又は他のすべての便宜に関わる条件又はその他の取り決め
- 3 以下は、雇用主が障害者に関して第1項を履行するためにとらなければならない対策の例である。
 - (a) 施設の改造
 - (b) 障害者が担当する任務の一部の他者への割り当て

- (c) 現存する欠員を補充するための異動
 - (d) 勤務時間の変更
 - (e) 他の作業場への配置
 - (f) リハビリテーション、職能評価、又は医療的手当に要する時間内休暇の認可
 - (g) 訓練の提供、又は訓練提供についての配慮
 - (h) 備品・設備の取得又は改造
 - (i) 指導マニュアル又は参考資料の変更
 - (j) 試験又は評価過程の改善
 - (k) 朗読者又は手話通訳者の配置
 - (l) 指導・監督の充実
- 4 第1項を履行するための特定の対策を雇用主が講じなければならないことの合理性を判断するためには、特に以下の点が考慮されなければならない。
- (a) 当該対策が当該影響を軽減する程度
 - (b) 雇用主による対策の実行可能性の程度
 - (c) その対策を講ずる場合に雇用主が負担する財政上及び他の諸費用、並びにその対策に伴う雇用主の諸活動に与える負担の程度
 - (d) 雇用主の財源及び他の蓄積の程度
 - (e) その対策を講ずるに当たって、雇用主が利用できる財政的又はその他の支援本項は、第8項に基づいて定められる規則のすべての規定に従う。
- 5 本条において、「当該障害者」とは以下の意味である。
- (a) 雇用が提供されるべき者を決定する手配の場合には、その雇用に応募したすべての障害者、又は障害者になる可能性があるとして雇用主に告知した者
 - (b) 上記以外の場合、障害者は
 - (i) 当該雇用への応募者、又は
 - (ii) 当該雇用主の雇用する従業員
- 6 本条の規定はいずれも、雇用主が以下のことを知らずにいた場合、又は当然知る立場にないと認められる場合には、障害者に関する義務を雇用主に課するものではない。
- (a) 応募者又は応募予定者の場合に、当該障害者が、当該雇用の応募者、又は応募予定者であること
 - (b) いかなる場合においても、その者が障害をもっており第1項に述べられているような影響を受けている可能性があること
- 7 本条の規定に従うも、本編の規定はいずれも、障害者を処遇するに当たり、他の者を処遇する場合よりも有利に、これを処遇するよう雇用主に求めるものではない。
- 8 第1項の目的に照らして、規則には以下について規定を定めることができる。

- (a) 第1項において述べられた影響を及ぼすと認められる申し合わせ、又は物理的特徴に関する細目
 - (b) そのような影響を及ぼすとは認められない申し合わせ、又は物理的特徴に関する細目
 - (c) 雇用主が所定の対策をとらなければならないことが合理的と認められる細目
 - (d) 雇用主においてとらなければならないとすることが常に合理的とされる対策
 - (e) 雇用主が所定の対策をとらなければならないとすることが合理的とは言えない細目
 - (f) 雇用主においてとらなければならないとすることが決して合理的とは言えない対策
 - (g) 物理的特徴として取り扱われるべき事項
 - (h) そのような特徴として取り扱われるべきでない事項
- 9 第8項(c)、(d)、(e)又は(f)に基づいて定められる規則には、特に、当該対策を講ずるのに必要な費用に関する規定を定めることができる。
- 10 規則には、第8項に基づいて定められる規定を含め、本条により雇用主に課せられる義務に対する追加規定を定めることができる。
- 11 本条は、職域年金制度のもとにおける給付、又は従業員の便宜を図る制度若しくは協定のもとにおける金銭若しくは金銭に勘算できるその他のすべての給付に関する以下の事項には適用しない。
- (a) 給付の終了
 - (b) 退職、老齢又は死亡
 - (c) 事故、負傷、疾病又は労働不能
 - (d) その他の定められた事項
- 12 本条は、障害者に対して、雇用主が差別をしたか否かを決定する目的においてのみその義務を課するものであって、当該義務の不履行は訴訟の対象とはならない。

第7条 小企業の除外

- 1 本編の規定はいずれも、20人未満の従業員を有する雇用主に関しては適用されない。
- 2 所管大臣は、第1項の人数について、命令により、特定された期日内に異なった人数(20人以下)をもってこれを修正することができる。
- 3 本条において
- 「周年日」とは、本条が効力を発した日の周年の日を意味する。
 - 「再検討」とは、本条の効果を見直すことを意味する。
- 4 第2項に基づく命令を定めるためには、所管大臣は、事前に再検討を行わなければならない。
- 5 第4項に基づく再検討に着手せず、又は着手するも完了していない場合には、所管大臣は、第4周年日経過後直ちに再検討に着手しなければならない。
- 6 すべての再検討は、9ヵ月以内に完了しなければならない。

- 7 再検討の際には、所管大臣は次の者にこれを諮らなければならない。
- (a) 雇用主の利益を代表すると認められる団体
 - (b) 雇用されている障害者又は休職中の障害者の利益を代表すると認められる団体
- 8 再検討を完了し、第2項に基づいて命令を定めようとした場合には、所管大臣は、再検討の開始後1年以内に当該命令が発効するようにしなければならない。
- 9 再検討を完了し所管大臣が当該命令を発しないことを決定した場合には、再検討開始後1年以内に議会に対し、以下の報告を提出しなければならない。
- (a) 再検討結果の要約
 - (b) 当該決定の理由
- 10 第2項に基づいて所管大臣により作成されたすべての報告は、その諮問に対して表明された見解の要約を含むものとする。

[施行、その他]

第8条 施行、救済及び訴訟手続

- 1 ある者が
- (a) 本編の下において違法とされる点について、原告を差別し、又は
 - (b) 第57条若しくは第58条により、同様の点について原告を差別したとして扱われるべき場合には、その不服審査申し立てば労働裁判所に提訴すべきである。
- 2 労働裁判所は、本条の下において提出された不服審査申し立てが正当な理由をもっと判断した場合には、公正且つ正当と認められる以下の対策を講じなければならない。
- (a) 当該不服審査申し立てに関連する問題について、原告及び被告の権利に関して宣言すること
 - (b) 原告に対し、被告が補償金を支払うよう命令すること
 - (c) 特定された期間内に、不服審査申し立てに関連するすべてのことについて、原告に及ぼす悪影響を防ぎ、又はそれを減ずることを目的として、当該事案のすべての状況において妥当であると労働裁判所が認める活動を行うよう勧告すること
- 3 第2項(b)の下において労働裁判所が補償を命ずる場合には、不法行為、又は（スコットランドにおける）法的義務違反に基づく損害賠償額の算定に適用される原則（principles）を適用することにより、その額を算定するものとする。
- 4 疑義を避けるため、本編において違法とされる差別に関する補償には、他のすべての項目の下において行われる補償を含むか否かに関わらず、精神的苦痛に対する補償を含むものであることを、ここに宣言する。
- 5 不服審査申し立てに対して被告が正当な理由なく、第2項(c)に基づいて労働裁判所が行った勧告に従うことを怠った場合、労働裁判所は当該処置が正当且つ公正と認められる場合に限り、

以下の措置を講ずることができる。

(a) 第2項(b)に基づいて命令が発せられている場合には、不服審査申し立てに関して原告に支払われるべき補償の額を増額すること

(b) 第2項(b)に基づいて命令を発すること

6 規則には以下の規定を定めることができる。

(a) 第2項(b)に従い補償額が裁定すべき範囲にあるとき、労働裁判所はその裁定額の中にその補償額に対する利息を含めることができること

(b) 労働裁判所が、裁定額の中に利息を含めるものと決定する場合には、その利息が決定されるべき方法、並びにそれに関わる期間及び利率を特定すること

7 規則により、第2項(b)に基づく補償裁定額に関し、1978年雇用保護(統合)法(1978c.44)付則9規定6A(労働裁判所の決定の遂行において支払われ得る利息額に関する規定を定める権限)に基づくすべての命令の執行を修正することができる。

8 付則3の第1部は、本編の施行及び訴訟手続について追加規定を定める。

第9条 合意事項の有効性

1 雇用契約又は他の合意事項のすべての文言は、それが以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

(a) 本編の規定、又は本編に基づいて定められる規定に違反することを他者に行うよう要請する場合

(b) 本編のすべての規定の執行を排除又は制限する場合

(c) 本編に基づいて原告が労働裁判所に不服審査を申し立てることを妨害する場合

2 第1項(b)及び(c)は、以下のいずれかの場合には、第8条第1項に基づく訴訟手続を開始しないという合意、又はそのような訴訟手続を継続しないという合意には適用されない。

(a) 和解調停官が当該問題に関して付則3規定1に従って行動している場合

(b) 第3項に定められた条件が満たされている場合

3 第2項(b)における条件とは、以下の通りである。

(a) 原告が提案された合意事項の文言及び効力(特に労働裁判所において、原告が不服審査申し立てを行う能力に関わる効力)に関して、資格のある弁護士から独立した法律的助言を受けていたと認められる場合

(b) 助言者が助言を行うに際して、その助言の結果生ずる損失に関して、原告から請求を受ける危険があり、それを担保する有効な保険契約に加入していると認められる場合

(c) 特定の不服申し立て事項に関しては、合意は文書にて行い、助言者を特定し、またその条件が充足している旨の陳述があると認められる場合

4 本条において

原告に対する「独立した法律的助言」とは、被告又は被告に関係している者のために活動していない弁護士により与えられるものを意味する。

「資格のある弁護士」とは、以下を意味する。

- (a) イングランド及びウェールズにおける訴訟手続に関しては、(その資格において活動し、又は法的助言を行うために雇用されている) バリスター、又は開業資格を有する最高法院のソリシター、及び
 - (b) スコットランドにおける訴訟手続においては、(その資格において活動し、又は法的助言を行うために雇用されている) アドボケート、又は開業資格を有するソリシター
- 5 第4項の目的に照らして、以下のいずれかに該当する場合には、二つの法人 格は互いに関連あるものとして取り扱うものとする。
- (a) 一方の会社が、(直接的又は間接的に) 他方の会社の支配権を有している場合
 - (b) 第三者が、(直接的又は間接的に) 二つの会社の支配権を有している場合

第10条 特定団体に対する慈善と援助

1 本編におけるいずれの規定も

- (a) 身体的又は精神的能力に関して定められた一つ又はそれ以上の範疇に入るグループの者に、便宜を供与するために規定されたいずれの慈善的文書にも影響を及ぼさず、又は
- (b) その目的がそのように定められた者に関するものである限り、慈善団体又は認可団体が、その慈善的目的を追及するために行う活動を違法とするものではない。

2 本編におけるいずれの規定も以下のことを妨げるものではない。

- (a) 援助付雇用を提供する者が、当該雇用を提供するに当たって他の者よりも特定の障害者のグループを有利に取り扱うこと
- (b) 所管大臣が、援助付雇用に影響し、又はその可能性のある法的規定の改訂に合意すること

3 本条において

「慈善的文書」とは、それが慈善的な目的に関連している限り、(影響が及ぶときはいつでも) 法令又は他の文書を意味する。

「慈善」とは、1993年慈善法(1993c. 10)に規定されたものと同じ意味である。

「認可団体」とは、1990年法律改革(雑則)(スコットランド)法(1990c. 40)の第1編の目的に基づいて認可された団体を意味する。

「援助付雇用」とは、1944年障害者(雇用)法(1944c. 10)第15条に従って提供され、又は給与が支給される便宜を意味する。

- 4 イングランド及びウェールズに本条を適用する場合には、「慈善的目的」とは、イングランド及びウェールズの法律に従ってもっぱら慈善的とされる目的を意味する。
- 5 本条のスコットランドへの適用において、「慈善的目的」とは、所得税法に含まれるものと同じ

意味に解釈されなければならない。

第 11 条 雇用主による障害者差別を示唆する広告

- 1 本条は、以下の場合に適用される。
 - (a) 障害者が雇用主の提供する雇用に応募する場合
 - (b) 雇用主が障害者に雇用を提供することを拒否、又は故意に提供しなかった場合
 - (c) 当該障害者が、雇用主に対し第 8 条に基づく不服審査を申し立てた場合
 - (d) (当該障害者の応募の前後に関わらず) 雇用主が求人広告を出した場合
 - (e) 求人広告で広告された雇用に対する応募が、いかなる程度であれ、以下のいずれかに関連して決定され得ることが当該求人広告において明示され、又はそれが明示されていると合理的に理解される場合
 - (i) 合格者が、障害をもたないか、当該障害者の障害の範疇にある障害をもたないこと
 - (ii) 雇用主が、第 6 条におけるいかなる種類の行動をすることに対しても消極的であること
- 2 不服審査申し立てを審理する労働裁判所は、反証が提示されない限り、雇用主が雇用の提供を拒否、又は故意に提供しなかった理由が、原告の障害に関連するものであったと想定しなければならない。
- 3 本条において、「広告」とは公衆に対するものであるか否かに関わらず、すべての種類の広告及び告知を含むものとする。

[他の人々による差別]

第 12 条 派遣労働者に対する差別

- 1 派遣労働に関して、経営者が以下の点について障害者を差別し、又は以下の行為を行うことは違法である。
 - (a) 障害者がその仕事をすることを認める上での条件
 - (b) 障害者がその仕事をし、又はこれを続けることを認めないこと
 - (c) 障害者がすべての便宜を利用できるようにする方法、又は、障害者がその便宜を利用することを拒否し、若しくは故意にその利用を排除すること
 - (d) 障害者をして、その他すべての不利益に従わせること
- 2 第 1 項は、経営者が公衆、又は当該の派遣労働者を含む公衆の団体に（有償・無償を問わず）その種の便宜の供与に関与している場合には、いずれの種類の便宜にも適用されない。但し、当該供与が、具体的な点において当該経営者が派遣労働者に提供している便宜と異なっている場合には、その限りではない。
- 3 第 4 条の第 1 項から第 3 項までを除いては、本編の規定は、派遣労働に関しては、経営者は派遣

労働者の直接の雇用主であり、また経営者に労働を提供している派遣労働者は経営者の直接の従業員であるものとみなして、すべての経営者に適用される。

4 第 55 条の効力により、その行為が差別を構成する場合には、本条は障害をもたない者に対する差別についても適用される。

5 本条は、大ブリテン島内における事業所で行われる派遣労働に関してのみ適用される。（「大ブリテン島内における事業所での雇用」の意味に関する第 68 条の規定は、本項の目的に照らして適当な修正のもとに適用される）

6 本条において

「経営者」とは、Aとの契約により社員を派遣する第三者によって雇用されている者に仕事を提供する者（A）を意味する。

「派遣労働」とは、当該の方法で得られる仕事を意味する。

「派遣労働者」とは、当該の契約のもとで経営者に派遣される者を意味する。

第 13 条 職種団体による差別

1 職種団体が以下の点について障害者を差別し、又は以下の行為を行うことは違法である。

(a) 障害者に会員資格を認める際の条件

(b) 障害者の加入希望を拒否し、又は故意にこれを受け入れないこと

2 障害者が団体の一員である場合において、当該団体がその者に対し以下の点について差別し、又は以下の行為を行うことは違法である。

(a) 障害者がすべての便宜を利用できるようにする方法、又は、障害者がその便宜を利用することを拒否し、若しくは故意にその利用を排除すること

(b) 会員資格を剥奪し、又は会員であるための条件を変更すること

(c) 障害者をして、その他すべての不利益に従わせること

3 第 55 条の効力により、その行為が差別を構成する場合には、本条は障害をもたない者に対する差別についても適用される。

4 本条において、「職種団体」とは、労働者の団体、雇用主の団体又はその団体の存続のために特定の専門職又は職種に従事する組織員により構成されるその他のすべての団体を意味する。

第 14 条 職種団体に関する「差別」の意味

1 本編の目的に照らして、以下の場合において、職種団体は障害者を差別したものとされる。

(a) 障害者のもつ障害に関連する理由に基づいて、その理由が適用されない場合の他者の処遇に比べて、障害者を不利に処遇し、

(b) その処遇が正当なものであることを証明できない場合

2 本編の目的に照らして、職種団体は以下の場合についても障害者を差別したものとされる。

- (a) 障害者に関して、団体に課される第 15 条の義務を履行することを怠り、
 - (b) その義務を履行しないことが正当であることを証明できない場合
- 3 第 5 項に従い、第 1 項の目的に照らして、その理由が特定の事案の状況に重要で且つ相当である場合、その限りにおいてのみ処遇は正当とみなされる。
- 4 第 2 項の目的に照らして、第 15 条の義務の不履行の理由が特定の事案の状況に重要で且つ相当である場合には、その限りにおいて、その義務の不履行は正当と認められる。
- 5 第 1 項に該当する事案において、障害者に関連して第 15 条の義務を負う職種団体が、その義務の履行を正当な理由なく怠った場合には、たとえ当該団体が第 15 条の義務を過去において履行していたとしても、その処遇が正当化されたと認められたものでない限り、当該障害者に対する現処遇は第 3 項に基づいても正当とは認められない。
- 6 本条の目的に照らして、以下の状況に関して規則に基づく規定を定めることができる。
- (a) 処遇が正当と認められる場合
 - (b) 第 15 条の義務を履行しないことが正当と認められる場合
 - (c) 処遇が正当と認められない場合
 - (d) 第 15 条の義務を履行しないことが正当と認められない場合

第 15 条 除外証明書の拒否に対する不服審査申し立て

- 1
- (a) 職種団体により、又は職種団体のために行われるすべての申し合わせ、又は
 - (b) 当該団体により占有されている施設のすべての物理的特徴が、
障害をもたない者と比較した場合に、当該障害者に相当の不利益を及ぼしているときには、職種団体は当然のこととして当該申し合わせ又は特徴が、当該事案のあらゆる状況において影響を及ぼすことを防止するために、その対策を講ずる義務を負う。
- 2 第 1 項 (a) は、以下の場合にのみ適用される。
- (a) 当該団体の会員となり、又は会員資格を継続し得るものを決定するための申し合わせ
 - (b) 会員資格又は便宜が与えられる場合の条件又はその他の取り決め
- 3 職種団体が第 1 項を履行するために講ずべき特定の対策が正当であるか否かを確定するためには、特に以下の点が考慮されなければならない。
- (a) その対策により当該の影響が予防される程度
 - (b) 当該団体が当該対策を講ずる場合の実行可能性の程度
 - (c) 当該団体が対策を講ずることに要する財政及び他の費用とその金額が当該団体の活動に与える負担の程度
 - (d) 当該団体の財源及び他の蓄積の程度
 - (e) 当該対策を講ずるために、当該団体が利用できる財政的又はその他の支援

本項は、第7項に基づいて定められる規則のすべての規定に従うものとする。

4 本条において「当該障害者」とは、以下を意味する。

- (a) 会員資格が与えられるべきか否かを決定する申し合わせの場合には、その会員になることを申請するか、又は申請する可能性があることを当該団体に告知したすべての障害者
- (b) その他の場合には、以下の障害者をいう。
 - (i) 会員の申請者、又は
 - (ii) 当該団体の会員

5 本条の規定は、団体において当該障害者が以下のいずれかの者であることを知らず、又は当然に知り得たとは認められない場合には、障害者に関してこれにいかなる義務をも課するものではない。

- (a) 会員申請をしており、若しくはその可能性のある者
- (b) 障害をもち、第1項で述べられた点について影響を受ける可能性のある者

6 本条の規定に従うも、本編の規定はいずれも、障害者を処遇するに当たり、他の者を処遇する場合よりも有利に、これを処遇するよう職種団体に求めるものではない。

7 第1項の目的に照らして、規則には第6条第8項規定(a)から(h)に述べられたすべての事項について規定を定めることができる。(なお、これらの規定における雇用主についての言及は、それぞれの目的に従って職種団体についての言及として読みかえるものとする。)

8 第6条第9項は、第6条第8項に基づいて定められた規則に関して適用されるのと同様に、前項の規則に適用される。

9 規則には、第7項に基づいて定められる規定を含めて、本条により職種団体に課される義務に対する追加規定を定めることができる。

10 本条は職種団体が障害者に対して差別を行ったか否かを確定する目的においてのみその義務を課するものであり、従ってその義務違反は、訴訟の対象とはならない。

[賃貸借契約に基づいて占有されている不動産]

第16条 賃貸借契約に基づいて占有されている不動産の改造

1 本条は以下の場合に適用される。

- (a) 雇用主又は職種団体(占有者)が、賃貸借契約の目的たる不動産を占有している場合
- (b) 本条がなければ、占有者がその不動産の特別な改造をする権限を有し得ない場合
- (c) 第6条の義務若しくは第15条の義務を履行するために、占有者が提案すべき改造である場合

2 明確に規定される範囲を除いては、本項の規定により、当該賃貸借契約は以下の点について規定したものとしてその効力を有する。

- (a) 賃貸人の文書による承諾に基づいて、占有者が改造を行う権限を有すること
- (b) 占有者が改造を希望する場合には、賃貸人の承諾を得るために文書で申し入れをしなければならないこと
- (c) そのような申し入れがあった場合は、賃貸人は不当にその承諾を拒まないこと
- (d) 賃貸人は、合理的な条件に従ってその承諾を与える権限を有すること

3 本条において

「賃貸借契約」とは、借家、転貸又は転借、及び貸家、借家、転貸若しくは転借のための承諾を含む。また「転貸」及び「転借」は、その意味を別に定めるものとする。

4 賃貸借契約の条件が以下の場合、すなわち

- (a) 占有者が当該不動産の改造を行う場合に適用される条件が付されている場合、又は
- (b) 占有者が行う当該不動産の改造に対して、賃貸人が承諾に際して条件を付ける権限を有している場合

には、占有者は、第1項の目的に照らして、その改造を行う権限を有しないものとして、取り扱われるべきである。

5 付則4の第1部は、本条の規定を補足するものである。

[職域年金制度と保険サービス]

第17条 職域年金制度

- 1 すべての職域年金制度は、以下のことを内容とする規定（「差別禁止規定」）を含むものでなければならない。
 - (a) 条件について
 - (i) その制度の会員となり得る者の条件
 - (ii) その制度の会員として受けられる処遇条件
 - (b) 雇用主がそれを行つたとすれば、本編の目的に照らして障害者に対し違法な差別となるようなすべての行為又は不作為について、その制度の受託者又は管財人はこれを控えなければならないこと
- 2 その制度の他の規定は、差別禁止規定に従う限りにおいてその効力を有する。
- 3 第67条の権限を侵すことなく、本編に基づいて、規則には以下の規定を定めることができる。
 - (a) 職域年金制度の受託者又は管財人に関しては、雇用主に関して定められたものと異なった規定
 - (b) 本編に基づいて定められたすべての規則、又は雇用主に適用される本編のすべての規定において、受託者又は管財人への適用を修正する規定
- 4 本条の目的に照らして、雇用主により行われる行為又は不作為が、違法な差別となるか否かを

決定するに当たって、第3項に基づいて定められたすべての規定は、それが概念上の雇用主に適用される場合と同じように適用されなければならない。

第18条 保険サービス

1 本条は、雇用主の雇用する従業員又は従業員団体が以下の場合であるときは、保険サービス（「保険業者」）が雇用主との協定に参入する場合に適用される。

- (a) 保険業者によって提供される保険サービスを受ける場合
- (b) 当該サービスを受ける機会を与えられる場合

2 保険業者は、以下の場合において第3編の目的に照らして違法な差別となるような方法で障害者である従業員に対して行動したときは、本編の目的に照らして、その者に対して違法に差別をしたものと認められる。

- (a) 保険業者が公衆の会員に当該サービスを提供している場合において、
- (b) 公衆の一員として当該従業員がそのサービスの提供を受けていたか、又はその提供を受けようとしていた場合

3 本条において「保険サービス」とは、便宜の供与に関し、以下の点について定められた約款によるサービスを意味する。

- (a) サービスの終了
- (b) 退職、老齢又は死亡
- (c) 事故、負傷、疾病又は労働不能
- (d) その他の定められた事項

「当該従業員」とは、以下の意味である。

- (a) 当該雇用主が雇用する従業員に適用される協定の場合には、その雇用する従業員
- (b) 雇用主の雇用する従業員団体に適用される協定の場合には、その団体に所属する従業員

4 第3項に規定された「当該従業員」の定義の目的に照らして、雇用主との関係における「従業員」とは、雇用主による雇用、又は（ある場合には）、当該団体の雇用主による雇用について応募し、又は応募を考えている者を含むものとする。

第 3 編 他の分野における差別

〔商品、施設及びサービス〕

第 19 条 商品、施設及びサービスに関する差別

- 1 サービス提供者は、以下の点において、障害者に対し差別をすることは違法である。
 - (a) 公衆に対し提供し、又はその準備をしているすべてのサービスについて、障害者に対してこれを提供することを拒否し、又は故意にこれを提供しないこと
 - (b) 第 21 条において課せられるいずれかの義務を履行することを怠り、それによって障害者が当該サービスを利用することを不可能又は不当に困難にする状況を引き起こすという影響を及ぼすこと
 - (c) 障害者に提供するサービスの水準、又はサービス提供方法
 - (d) 障害者にサービスを提供する条件
- 2 本条、第 20 条及び第 21 条の目的に照らして
 - (a) サービスの提供には、すべての商品又は施設の提供を含む。
 - (b) 連合王国における公衆又は公衆の一部に対するサービスの提供に関わる者を「サービス提供者」とする。
 - (c) サービスの提供が有償であるか無償であるかは無関係とする。
- 3 以下は、本条、第 20 条及び第 21 条が適用されるサービスの例である。
 - (a) 公衆が入場することを認められたすべての場所への入場と利用
 - (b) コミュニケーション手段へのアクセスと利用
 - (c) 情報サービスへのアクセスと利用
 - (d) ホテル、宿舍又は他の類似施設である宿泊施設
 - (e) 銀行又は保険、又は補助金、貸し付け、クレジット又は融資を行う施設
 - (f) 娯楽、レクリエーション又はリフレッシュメントのための施設
 - (g) 職業安定所又は 1973 年雇用・訓練法第 2 条に基づいて提供される施設
 - (h) すべての専門的職業若しくは商業のサービス、又はすべての地方自治体若しくは他の公共団体のサービス
- 4 第 55 条の効力により、差別を設定する法律の場合は、本条はまた障害をもたない者に対する差別についても適用される。
- 5 別に定められる細目を除いては、本条、第 20 条及び第 21 条は、以下には適用されない。
 - (a) 関連団体による財政支出を受け若しくは保障されている教育、又は以下の施設において提供されている教育

- (i) 関連団体又は関係により財政措置を受けている施設
 - (ii) 1992 年継続教育及び高等教育法（1992c. 13）第 14 条第 5 項、又は 1980 年教育（スコットランド）法（1980c. 44）第 135 条第 1 項に規定された学校である施設
 - (b) すべての交通手段の利用に関わるすべてのサービス
 - (c) 定められるその他の関連サービス
- 6 第 5 項において、「関連団体」とは以下を意味する。
- (a) イングランド及びウェールズにおける地方教育当局
 - (b) スコットランドにおける教育当局
 - (c) 学校の財政機関
 - (d) ウェーノRez学校基金委員会
 - (e) イングランド継続教育基金委員会
 - (f) ウェーノRez継続教育基金委員会
 - (g) イングランド高等教育基金委員会
 - (h) スコットランド高等教育基金委員会
 - (i) ウェールズ高等教育基金委員会
 - (j) 教員訓練機関
 - (k) 任意団体
 - (l) 定められた類似の団体

第 20 条 「差別」の意味

- 1 第 19 条の目的に照らして、以下の場合にサービスの提供者は障害者を差別したものとされる。
- (a) 障害者の障害を理由として、そのような理由が該当しない他の者を処遇する場合よりも、障害者を不利に処遇し、
 - (b) その処遇が正当であることを証明できない場合
- 2 第 19 条の目的に照らして、サービスの提供者は、以下の場合にもまた障害者に対して差別をしたものとなる。
- (a) 障害者に関して課された第 21 条の義務を履行することをサービス提供者が怠り、
 - (b) その義務を履行しないことが正当であることを証明できない場合
- 3 本条の目的に照らして、その処遇は以下の場合にのみ正当とされる。
- (a) サービス提供者の見解において、第 4 項に述べられた条件の一つ又はそれ以上が充足されている場合
 - (b) 当該事案にあって、すべての状況において当人の保持する見解が妥当なものである場合
- 4 その条件は以下である。
- (a) いずれの事案においても、その処遇が（障害者を含む）すべての者の健康と安全を脅かさな

いために必要である場合

- (b) いずれの事案においても、障害者が合意を締結することが不可能、又は説明を受けた上での同意を与えることが不可能であり、且つその理由によってその処遇が当該事案にあつては正当である場合
 - (c) 第 19 条第 1 項 (a) に該当する事案において、サービス提供者がそれ以外には公衆にサービスを提供することが不可能となるという理由により、その処遇が必要である場合
 - (d) 第 19 条第 1 項 (c) 又は (d) に該当する事案において、サービス提供者が当該障害者又は他の公衆にサービスの提供をするために、その処遇が必要である場合
 - (e) 第 19 条第 1 項 (d) に該当する事案にあつては、サービス提供の条件が障害者に対する場合と他の公衆に対する場合とで異なることにより、障害者にサービスを提供するためにサービス提供者に過大の費用負担が生ずる場合
- 5 第 21 条の義務に従うことによりサービス提供者が負担する障害者へのサービス提供にかかる費用の増加は、第 4 項 (e) の目的に照らして無視されるものとする。
- 6 本条の目的に照らして以下のような状況がある場合には、規則に基づいて規定を定める。
- (a) 第 3 項 (a) に記載された見解をサービス提供者がもつことが妥当な場合
 - (b) 当該の見解をサービス提供者がもつことが妥当でない場合
- 7 第 4 項 (b) に基づいて定められる規定は、以下の状況には適用されない。
- (a) その者が代理人の権限をもって、障害者のために行動している場合
 - (b) 1983 年精神衛生法 (1983c. 20) 第 7 編により、又はそれに基づいて授けられた権限が障害者の財産又は事業に関して行使できる場合
 - (c) スコットランドにおいては、保佐人、後見人又は司法代理人の任命の結果、障害者の財産、又は事業に関して権限が行使できる場合
- 8 本条の目的に照らして、(第 4 項に述べられた事項以外の) 処遇が正当であると認められる状況について、規則に基づいて規定を定めることができる。
- 9 第 3 項、第 4 項及び第 8 項において、「処遇」とは、第 21 条の義務を履行することを怠った場合を含む。

第 21 条 サービス提供者の調整義務

- 1 サービスの提供者が、他の公衆に提供し若しくは提供する準備をしているサービスについて、障害者が利用するのが不可能若しくは不当に困難となるような営業、方針又は手続を有している場合、その営業、方針又は手続が影響を及ぼさないように、その事案のすべての状況における営業、方針又は手続を変更するためにその対策を講ずることは当然のことであり、サービス提供者の義務である。
- 2 (例えば、デザイン、建物の構造、又は施設への通路若しくはアクセスなどから生ずる) 物理

的特徴により、そのサービスを利用することが障害者にとって不可能、又は不当に困難である場合には、その事案のすべての状況において以下のためにその対策を講ずることは当然であり、サービス提供者の義務である。

- (a) 当該の特徴を取り除くこと
- (b) それが今後影響を及ぼさないよう改善すること
- (c) 当該の特徴を避けるための適当な手段を準備すること
- (d) 当該サービスを障害者が利用可能になるような適当な代替手段を提供すること

3 規則により、以下のことを定める。

- (a) 第2項(c)又は(d)に述べられたすべての規定が妥当であるか否かを確定するときに配慮されるべき事項
- (b) 第2項が適用されないサービス提供者の範疇

4 補助機器、又はサービス（例えば、オーディオテープ、又は手話によるインフォメーション）の提供が以下である場合

- (a) サービス提供者が公衆に提供し若しくはその準備をしているサービスを障害者が利用できるようにする場合、又は
- (b) そのようなサービスを障害者が利用することを促進する場合には、その補助機器又はサービスを提供するために、その事案のすべての状況において、妥当と認められる対策を講ずることは、サービス提供者の義務である。

5 本条の目的に照らして、規則により以下について規定を定めることができる。

- (a) 定められた種類の対策をサービス提供者が講ずることが妥当である状況
- (b) 定められた種類の対策をサービス提供者が講ずることが妥当でない状況
- (c) 「業務、方針又は手続」の意味に含まれること
- (d) 「業務、方針又は手続」の意味に含まれないこと
- (e) 物理的な特徴として取り扱われること
- (f) 物理的な特徴として取り扱われないこと
- (g) 補助機器、又はサービスとして取り扱われること
- (h) 補助機器、又はサービスとして取り扱われないこと

6 本条においては、いずれの項も当該サービス提供者にサービスの性質、又は商業、専門又はビジネスの性質を基本的に変更するような対策を講ずることを要求するものではない。

7 本条におけるいずれの項も定められた限度を超える出費をサービス提供者に強いるような対策を講ずることを要求するものではない。

8 第7項に基づく規則により、以下に関して考慮すべき最高限度を定めることができる。

- (a) 異なった事案に関して課される支出額の総計
- (b) 定められた期間

- (c) 定められたサービス内容
- (d) 定められた種類の施設概要
- (e) 定めることのできる他の基準

9 第7項の目的に照らして、規則に基づいて、あるサービスの提供者による出費が、他者による出費として取り扱われる場合に関する規定を定めることができる。

10 本条は、障害者に対してサービス提供者が差別をしたか否かを確定する目的のためにのみ義務を課するものであり、従って、その義務違反は訴訟の対象とはならない。

[不動産]

第22条 不動産に関する差別

1 すべての不動産を斡旋する権限を有する者が、以下のように障害者を差別することは違法である。

- (a) 当該の不動産を障害者に斡旋する場合の条件を変更する
- (b) 障害者に当該の不動産を斡旋することを拒否すること
- (c) その種の不動産を必要としている者のリストに関する障害者の取り扱い

2 第1項は、その土地を所有し、又はその住居に利害関係を有し、それらを完全に占有している者には適用されない。但し、不動産の斡旋を目的とする以下の場合にはこの限りでない。

- (a) その者が不動産管理人のサービスを利用する場合
- (b) その者が広告を出し、又は発行すべき広告を注文している場合

3 不動産を管理している者が、以下の点においてその不動産に居住する障害者を差別することは違法である。

- (a) 障害者に便宜を提供したり、又は施設の利用を認める際の方法
- (b) すべての便宜の供与、又は施設の利用を障害者に認めることを拒否し、又は故意に排除すること

- (c) 障害者を立ち退かせ、又は他の損害を与える場合

4 借家を含む（スコットランドにおいては、借家に関わる）すべての不動産の斡旋に必要な許可又は承諾を与える資格をもつ者はすべて、当該障害者に対してその不動産の斡旋に関するその許可又は承諾を差し控えることにより障害者を差別することは違法である。

5 第4項は、この法律が成立した後と同じく、それ以前の借家についても適用される。

6 本条において

「広告」には、公共的であるか否かに関わらず、すべての形式の広告又は告知を含むものとする。

「斡旋する」とは、不動産に関して、その不動産を占有する権利を与えることを含み、借家を

含む（スコットランドにおいては、借家に関わる）不動産に関しては以下のことが含まれる。

- (a) 借家の選定
- (b) 転貸、又はその不動産の全部又は一部の共有

「斡旋」は、上記「斡旋する」に従って解釈されるべきである。

「不動産管理人」とは、専門又は商業手段として、不動産の取得を希望する者のためにそれを見付け、又は不動産の斡旋について援助を行う目的をもってサービスを提供している者を意味する。

「借家」とは、以下により生じた借家を意味する。

- (a) 賃借又は転借
- (b) 賃借又は転借の合意
- (c) 借家の合意
- (d) すべての法令の履行

7 第 55 条の効力により、差別を設定する法律の場合にあっては、本条は障害をもたない者に対する差別にも適用される。

8 本条は、連合王国内における不動産についてのみ適用される。

第 23 条 小規模住居の除外

1 第 2 項に述べられた条件が満たされた場合、第 22 条第 1 項、第 3 項又は（場合によっては）第 4 項は適用されない。

2 その条件とは、以下である。

- (a) 関連する占有者が、当該不動産に居住し、又は居住し続けようと考えていること
- (b) 関連する占有者が当該不動産に居住している者及び当人の家族ではない者と当該家屋を共用していること
- (c) 共用している家屋が、物置又はアクセスの手段ではないこと
- (d) 当該不動産が小規模住居であること

3 本条の目的に照らして、第 4 項又は第 5 項の範疇にある不動産は、「小規模住居」である。

4 以下の場合、不動産は本項の範疇にある。

- (a) 関連する占有者及びその家族のみが、その者の専有する家屋に居住している場合
- (b) 関連する占有者の居住する住居である他に、少なくとももう一家族の居住施設となっている場合
- (c) 互いに異なる家族の居住施設が、異なる借用期間又は類似の合意により貸しているか、又は貸し出し可能である場合
- (d) 通常、二家族を越える他の家族が存在しない場合

5 関連する占有者及びその家族に加えて、6 人以上の標準的な居住施設がない場合には、本項

の範疇に入る。

6 本条の目的に照らして、「関連する占有者」とは、以下を意味する。

- (a) 第22条第1項に属する場合は、その不動産を処分する権限を有している者、又はその近親者
- (b) 第22条第4項に属する場合には、その不動産の処分に必要な許可又は承諾を与え得る者、又はその近親者

7 本条の目的に照らして

「近親者」とは、その者の配偶者（内縁の配偶者を含む）、父母、子、祖父母、孫、又は兄弟姉妹（父母を同じくするか否か、及び姻族関係上の兄弟姉妹であるか否かを問わない）を意味する。

また

「内縁の配偶者」とは、法律上の婚姻関係にはないが、事実上夫婦として共同生活を営む1組の男女の一方を意味する。

第24条 「差別」の意味

1 第22条の目的に照らして、人（A）は、以下の場合に障害者を差別したものとなる。

- (a) 障害者のもつ障害に関連する理由に基づいて、その理由が該当しない他者の処遇に比べて、障害者を不利に処遇し、
- (b) その処遇が正当なものであることを本人が証明できない場合

2 本条の目的に照らして、処遇は、以下の場合にのみ正当とみなされる。

- (a) 第3項に述べられた条件の一つ又はそれ以上が、Aの見解の中で満たされている場合
- (b) その事案のすべての状況において、本人がその見解を保持することが妥当である場合

3 その条件とは、以下である。

- (a) いずれの場合においても、その処遇が、（障害をもつ本人を含む）すべての者の健康と安全を脅かさないために必要であること
- (b) いずれの場合においても、障害者が合意を締結することが不可能、又は説明を受けた上での同意を与えることが不可能であり、その理由により、その処遇が当該事案にあつては正当であること
- (c) 第22条第3項（a）に属する事案にあつては、障害者又はその建物の一部を構成する他の住居の占有者が、その便益又は施設を利用するために、その処遇が必要であること
- (d) 第22条第3項（b）に属する事案にあつては、その建物の一部を構成する他の住居の占有者が、その便益又は施設を利用するために、その処遇が必要であること

4 規則には、本条の目的に照らして以下における細目に関して規定を定めることができる。

- (a) 第2項（a）で述べられた見解を人がもつことが正当であること
- (b) 人がその見解をもつことが正当でないこと

5 本条の目的に照らして、処遇が正当であると認められる（第3項に述べられたもの以外の）細目

に関する規定を規則により定めることができる。

〔施行、その他〕

第 25 条 施行、救済及び訴訟手続

- 1 ある者が
 - (a) 本編の下において違法とされる方法で、原告を差別し、又は
 - (b) 第 57 条若しくは第 58 条の効力により、そのようにして差別したものと扱われるべき場合には、違法行為、又は（スコットランドにおける）法的義務違反に対する他のすべての不服審査申し立てと同様に、これを民事訴訟手続の目的とすることができる。
- 2 疑義を避けるために、本編に基づいて違法とされる方法で行われた差別に関する損害は、他の項目に基づく補償を含むか否かに関わらず、精神的苦痛に対する補償を含むものであることを、ここに宣言する。
- 3 イングランド及びウェールズにおける訴訟手続は、地方裁判所においてのみ提起されなければならない。
- 4 スコットランドにおける訴訟手続は、州裁判所においてのみ提起されなければならない。
- 5 当該訴訟において可能な救済方法は、高等法院又は（その事案が該当する場合には）控訴裁判所において可能である方法であるものによる。
- 6 付則 3 の第 2 部は、本編の施行及び訴訟手続に追加規定を定めるものである。

第 26 条 合意事項の有効性と検証

- 1 商品、施設又はサービスの提供に関わる契約又はすべての他の合意における文言が、以下のような趣旨である場合には無効となる。
 - (a) 本編又は本編に基づいて定められたいずれかの規定に違反することを行うよう人に要請する場合
 - (b) 本編のいずれかの規定の実行を排除又は制限する場合
 - (c) 本編に基づいて不服審査申し立てをすることを妨害する場合
- 2 第 1 項 (b) 及び (c) は、第 25 条が適用される不服審査申し立てを解決する合意には適用されない。
- 3 第 1 項が適用される合意に利害関係を有する者の申請については、地方裁判所又は州裁判所は、第 1 項の効力を考慮し、その合意を修正することが適当と認められる場合には、そのような命令を発することができる。
- 4 その命令は、いずれも影響を受ける者が以下の場合以外には発せられるべきではない。
 - (a) その申請について告知がなされている場合

- (b) 当該裁判所に出席する機会が提供されている場合
- 5 第4項は、省略され得る告知について規定している裁判所の規定に従って適用される。
- 6 第3項に基づく命令には、その命令が発せられる前のすべての期間に関する規定を含めることができる。

第27条 賃貸借契約の目的たる不動産の改造

- 1 本条は以下に適用される。
 - (a) サービスの提供者（「占有者」）が賃貸借の目的たる不動産を占有している場合
 - (b) 本条がなければ、その者が当該不動産の特別な改造をする権限を有しない場合
 - (c) その改造が、第21条の義務を履行するために占有者が提起したものである場合
- 2 明確に規定される範囲を除いては、本項の規定により、当該賃貸借契約は以下の点について規定したものとしてその効力を有する。
 - (a) 賃貸人の文書による承諾に基づいて、占有者が改造を行う権限を有すること
 - (b) 占有者が改造を希望する場合には、賃貸人の承諾を得るために文書で申し入れをしなければならないこと
 - (c) そのような申し入れがあった場合は、賃貸人は不当にその承諾を拒まないこと
 - (d) 賃貸人は、合理的な条件に従ってその承諾を与える権限を有すること
- 3 本条において
「賃貸借契約」とは、借家、転貸又は転借、及び貸家、借家、転貸若しくは転借のための承諾を含む。また「転貸」及び「転借」は、その意味を別に定めるものとする。
- 4 賃貸借契約の条件が以下の場合、すなわち
 - (a) 占有者が、その不動産を改造する場合に適用されるべき条件を付されている場合、又は
 - (b) 占有者が行う当該不動産の改造に対して、賃貸人が承諾する際に条件を付ける権限を有している場合には、占有者は、第1項の目的に照らして、その改造を行う権限を有していないものとして取り扱われるべきである。
- 5 付則4の第2部は、本条の規定を補足するものである。

第28条 助言及び援助

- 1 所管大臣は、裁判所に頼らないで本編に基づいて発生した争いの解決を促進しようとする人々に対する助言及び援助の提供について、その準備を行うことができる。
- 2 第1項に基づいて行われる準備に関連して、所管大臣により任命された者はすべて所管大臣の指示に基づく義務を負うものとする。
- 3 所管大臣は、妥当と認められる所得の損失に対する手当て及び補償金を、任命されたすべての

者に支払うことができる。

4 所管大臣は、本条に基づいて妥当と認めて行われた準備に従って、職務を遂行したすべての者に、その者が被り又は被る予定の出費に関して、補助金をもって支出をすることができる。

5 第3項又は第4項に基づいて行われるすべての支出については、大蔵省の許可が必要とされる。

第 4 編 教 育

第 29 条 障害者の教育

- 1 1993 年教育法 (1993c. 62) 第 161 条第 5 項 (特別な教育的配慮を要する生徒に関して年次報告に含まれるべき情報) において、その最後の「及び本項において」から末尾までを削除する。
- 2 上記教育法第 161 条第 5 項の後に以下を挿入する。

「6 すべての州立、任意団体又は国庫補助学校が行う年次報告には、以下の情報が含まれるものとする。

 - (a) 障害をもつ生徒の入学許可のための手配
 - (b) 障害児が、他の生徒よりも不利に取り扱われることのないようにとられる対策
 - (c) 障害児の通学を援助するために準備される設備
- 7 本条において

「年次報告」は 1986 年教育法 (No. 2) (1986c. 61) 第 30 条又は事案によっては、本法の付則 6 規定 8 に従って政府文書に基づいて学校により準備される報告のことを意味する。

「障害児」とは、1995 年障害者差別禁止法 (1995c. 50) の目的に照らして障害をもつ生徒を意味する。」
- 3 1994 年教育法 (教員訓練機関の設置) (1994c. 30) 第 1 条においてその最後に以下を加える。

「4 その職務を遂行するに当たって、教員訓練機関は、1995 年障害者差別禁止法の目的に照らして、障害者のニーズを尊重しなければならない。」

第 30 条 障害者の継続教育及び高等教育

- 1 1992 年継続教育及び高等教育法 (1992c. 13) は、第 2 項から第 6 項に述べるように修正される。
- 2 第 5 条 (継続教育基金委員会による財政支出の運営) において、第 6 項 (b) の「できる」の後に「以下第 7 A 項に従って」を挿入する。
- 3 第 5 条第 7 項の後に以下を挿入する。

「7 A 上記第 6 項 (b) により与えられた条件を課するという権限を侵すことなく、継続教育分野における施設の理事会に対して、本条に基づいて当委員会が財政援助を行うために必要な条件は以下の通りである。

 - (a) 定められる期間に従って理事会は、障害報告を発行するよう要求される
 - (b) 障害者に関して当該施設により作成された又は作成される予定の対策に関連する条件を含むことができる

7 B 上記第 7 A 項の目的に照らして

「障害報告」とは、障害者に関してその施設により作成された教育設備対策について

定められた種類の情報を含む報告を意味する。

「障害者」とは、1995 年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である者を意味する。

「定められた」とは、規定により定められたものを意味する。」

4 第 8 条（補助的機能）の末尾に以下を加える。

「6 その財政年度終了後、妥当と認められる実行可能な期間内にできるだけ早くそれぞれの委員会は、以下の件に関して所管大臣に書面で報告をしなければならない。

(a) 障害をもつ学生に対する居住地での継続教育の提供に関して、その報告が関係する年度内に行われた改善

(b) 当該地域における障害をもつ学生のための継続教育の提供に関わる将来計画

7 上記第 6 項において

「障害をもつ学生」とは、1995 年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である学生を意味する。

「財政年度」とは 1997 年 3 月 31 日に終了する 12 ヶ月の期間及びそれ以後に引き続く 12 ヶ月毎の期間を意味する。」

5 第 62 条（高等教育基金委員会の設立）において第 7 項の後に以下を挿入する。

「7 A その職務を遂行するに当たって、それぞれの委員会は障害者のニーズを尊重しなければならない。

7 B 第 7 A 項において「障害者」とは、1995 年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である者を意味する。」

6 第 65 条（高等教育基金委員会による基金の運営）において第 4 項の後に以下を挿入する。

「4 A 上記第 3 項で与えられた条件を課する権限を侵すことなく、委員会が本条に基づいて高等教育機関の理事会に補助金、貸し付け又は他の支出をする場合には、その条件として、理事会は定められた期間毎に障害報告を発行しなければならない。

4 B 上記第 4 A 項の目的に照らして

「障害報告」とは、1995 年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である者に関して、教育施設の提供やその施設による調査研究に関する定められた種類の情報を含んだ報告を意味する。

「定められた」とは、本条に基づいて委員会により行われた補助、貸し付け又は他の支出に関する条件において定められたことを意味する。」

7 1944 年教育法（1944c. 31）は、第 8 項及び第 9 項で述べられるように修正される。

8 第 41 条（継続教育に関する地方教育委員会の機能）において、第 2 項の後に以下を挿入する。

「2 A 定められた期間が経過したときには、障害報告を発行することをすべての地方教育委員会の義務とする。

2 B 上記第 2 A 項の目的に照らして

「障害報告」とは、1995 年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である者について、地方教育委員会が提供する継続教育のための便宜に関し定められた種類の情報を含む報告のことを意味する。

「定められた」とは、所管大臣の定めた規則によって規定されていることを意味する。」

9 第 41 条第 7 項、第 8 項及び第 11 項において「本条」は「上記第 1 項から第 6 項」に差し替える。

第 31 条 障害者の継続教育及び高等教育（スコットランド）

1 1992 年（スコットランド）継続教育及び高等教育法（1992c. 37）は、以下のように修正される。

2 第 37 条（スコットランド高等教育基金委員会の設立）において第 4 項の後に以下を挿入する。

「4 A その職務を遂行するに当たって委員会は障害者のニーズを尊重しなければならない。

4 B 上記第 4 A 項において「障害者」とは、1995 年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である者を意味する。」

3 第 40 条（委員会による基金の運営）において第 4 項の後に以下を挿入する。

「5 上記第 3 項に与えられた条件を課するための権限を侵すことなく、高等教育分野における施設の理事会に、本条に従って補助金、貸し付け又は他の支出を委員会が行う場合には、その条件として、理事会は定められた期間毎に障害報告を発行しなければならない。

6 上記第 5 項の目的に照らして

「障害報告」とは、1995 年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である者に関して、教育施設の提供及び施設で行われた研究について定められた種類の情報を含む報告を意味する。

「定められた」とは、本条に基づいて委員会により行われた補助、貸し付け又は他の支出に関する条件において定められたことを意味する。」

第 5 編 運 輸

[タクシー]

第 32 条 タクシー・アクセシビリティ規則

- 1 所管大臣は、以下のことが可能となるよう確認する目的で規則（「タクシー・アクセシビリティ規則」）を定めることができる。
 - (a) 障害者が
 - (i) 安全にタクシーの乗降ができること
 - (ii) 安全に且つ十分快適にタクシーの利用ができること
 - (b) 車椅子を使用している障害者が
 - (i) 車椅子に乗ったままで安全にタクシーの乗降ができること
 - (ii) 車椅子に乗ったまま安全に且つ十分快適にタクシーの利用ができること
- 2 タクシー・アクセシビリティ規則は特に
 - (a) すべての統制タクシーに対して、以下の点に関する規則の規定に従うことを求めるものである。
 - (i) 乗客が利用するためのすべてのドアの開扉度
 - (ii) 客室の床面積
 - (iii) 客室の頭上空間の広さ
 - (iv) タクシーが移動している間車椅子の安定性を保障するために設計された制止器具の取り付け
 - (b) 運賃を徴収して運行し、又は借り上げられたすべての統制タクシーの運転手に対しては、車椅子を乗降させる機能をもつように設計されたタラップ（傾斜路）又は他の装置を携行することに関する規則の規定に従うことを求めるものである。
 - (c) 車椅子を使用する障害者を乗せるすべての統制タクシーの運転手に対しては、その車椅子を安全に固定する場所に関する規則の規定に従うことが要求される。
- 3 運賃を徴収して運行し、又は借り上げられた統制タクシーの運転手は、以下の場合には、有罪とされる。
 - (a) 規則により課せられたすべての義務を履行することを怠る場合
 - (b) 遵守を要求されている規則の規定に従うことを怠る場合
- 4 かかる違反により有罪とされた者は、即決処分によって標準率（on the standard scale）第 3 段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。
- 5 本条において

「客室」とは、その意味を別に定めるものとする。

「統制タクシー」とは、規則が適用されることが明示されたすべてのタクシーを意味する。

「タクシー」とは、以下の法規により許可証を得た車両を意味する。

- (a) 1847 年警察条項法 (1847c, 89) 第 37 条
- (b) 1869 年大都市公共乗物法 (1869c, 115) 第 6 条

但し、馬その他の動物により索引されるタクシーはこれを含まない。

第 33 条 指定運輸施設

- 1 本条において「特約合意」とは、他方当事者が以下のような賃貸自動車サービス契約に提供するため、指定された運輸施設の運営者と締結する契約を意味する。

- (a) 運輸施設のすべての部分を利用する公衆のための賃貸自動車サービス
- (b) またここには、当該施設に乗り入れる車両を含む

- 2 所管大臣は、以下に関して、規則によりすべてのタクシー規定の適用を定めることができる。

- (a) 特約合意のもとで、サービスの提供のために使用される車両
- (b) 当該車両の運転手

- 3 第 2 項に基づくすべての規則は、所管大臣が妥当と認める修正を行ったうえで、すべてのタクシー規定に適用することができる。

- 4 本条において

「指定された」とは、所管大臣によって出された命令により、本条の目的に照らして指定されたという意味である。

「賃貸自動車」とは、その意味を別に定めるものとする。

「運営者」とは、運輸施設との関係においてその施設の管理、又は運営に関わっているすべての者を意味する。

「タクシー規定」とは、以下のすべての規定を意味する。

- (a) 本法
- (b) 1982 年市民政府 (スコットランド) 法 (1982c. 45) 第 20 条第 2A 項に従って定められた規則
これらの規定は、タクシー又はタクシーの運転手に対して適用されるものである。

「運輸施設」とは、すべての港、空港、鉄道駅又はバス駅を構成するすべての施設を意味する。

第 34 条 タクシー・アクセシビリティ規則準拠を条件とした新許可証

- 1 いずれの許認可機関も、当該車両が、許可証を受けるに当たり、従うことを要求されているタクシー・アクセシビリティ規則の必要な規定に適合しない限り、当該車両について、運賃を徴収して運行するタクシーとしての許可証を発行してはならない。

- 2 第 1 項は、その許可証が授与される直前の 28 日間において、当該車両について、その許可証が

効力を有している場合には適用されない。

3 所管大臣は、命令において定める日をもって、第2項が効力を失うことを命令で定めることができる。

4 第3項に基づいて、異なった地域又は地方に関して別の命令を定めることができる。

第35条 タクシー・アクセシビリティ規則の除外

1 所管大臣は、第34条の必要条件から、その機関を除くという命令（「除外命令」）をすべての関連する許認可機関が、申請できるようにする目的をもって、規則（「除外規則」）を定めることができる。

2 除外規則には、特に、除外命令の真正を提案する許認可機関に対して以下のことを求める規定を定めることができる。

- (a) 定められた諮問を実行すること
- (b) 定められた方法でその提案を公表すること
- (c) 命令の申請前に、当該提案について提出された意見を考慮すること
- (d) 定められた形式に従ってその申請を行うこと

3 許認可機関は、以下のことを充足する場合にのみ、除外命令を申請することができる。

- (a) その地域の状況を考慮したとき、第34条の必要条件を適用するのが不適當であると認められる場合で、
- (b) 第34条が適用される結果として、その地域におけるタクシー数の減少が受け入れられない程度になると認められる場合

4 除外命令の申請を考慮し、障害者運輸助言委員会及び適当と認められる他の者に諮問した上で、所管大臣は次のいずれかのことを行うことができる。

- (a) 申請された条件において除外命令を定める
- (b) 適当と認められる他の条件において除外命令を定める
- (c) 除外命令を定めることを拒否する

5 所管大臣は、規則（「回転座席規則」）に基づいて、除外命令が効力を有するいずれの地域においても、運賃を徴収して運行する除外タクシーについて、回転座席の設置又は使用に関する規則の規定に従うことを求める規定を定めることができる。

6 所管大臣は、タクシー・アクセシビリティ規則に関して第34条により定められたものと同様の回転座席規則に関する規定を定めることができる。

7 本条において

「除外タクシー」とは、除外命令が効力を有しない場合に、第34条第1項が適用され得るタクシーを意味する。

「関連する許認可機関」とは、1869年大都市公共乗物法（1869c. 115）が適用される地方以外

のイングランド及びウェールズのすべての地方において、タクシーの営業許可に責任をもつ許認可機関を意味する。

「回転座席」については、その意味を別に定めるものとする。

第 36 条 車椅子を使用する乗客の輸送

- 1 本条は以下により利用される統制タクシーの運転手に、義務を課するものである。
 - (a) 車椅子を使用する障害者のため、又はその者により利用される場合
 - (b) 当該タクシーに当該障害者と同乗することを希望する者によって利用される場合
- 2 本条において
「運ぶ」とは、当該タクシーによって運ばれることを意味する。
「乗客」とは、当該障害者を意味する。
- 3 その義務には以下のものがある。
 - (a) 車椅子に乗ったままで当該乗客を運ぶこと
 - (b) そのことにより割り増し運賃を徴収しないこと
 - (c) 当該乗客が乗客席に座ることを希望する場合は、その車椅子を運ぶこと
 - (d) 乗客が、安全になおかつ十分快適に乗れるよう保障するのに必要な対策を講ずること
 - (e) 当然必要となる以下の援助を行うこと
 - (i) 乗客のタクシーへの乗降を可能にすること
 - (ii) 乗客が車椅子に乗ったままでいることを希望する場合は、その者が車椅子に乗ったままでタクシーから乗降するのを保障すること
 - (iii) 乗客の荷物のタクシーからの上げ下ろし
 - (iv) 乗客が車椅子に乗ったままでいることを希望しない場合は、タクシーからの車椅子の上げ下ろし
- 4 本条において以下の行為は、タクシーの運転手に対して求め得るものと解してはならない。
 - (a) 定められた種類のタクシーを除いては、1 回の乗車において 2 人以上の車椅子使用者、又は 2 台以外の車椅子を乗せること
 - (b) その者の乗車を拒否する以外には合法とならないような状況において、人を乗せること
- 5 本条により課されたすべての義務の履行を怠った統制タクシーの運転手は有罪とされ、即決処分によって標準率第 3 段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。
- 6 本条の違反に関する訴訟手続においては、その違反の時点において、当該タクシーが遵守すべきタクシー・アクセシビリティ規則の規定に従っていたとしても、当該車椅子をタクシーによって安全に運搬することが不可能である場合には、被告はこれを抗弁とすることができる。
- 7 以下の理由により、本条で課された義務をその者について免除することが適当であると許認可機関が認める場合には、当該運転手には除外許可証が発行される。

- (a) 医学的理由
 - (b) その者の身体的状況、又は本条により運転手に課された義務の履行が不可能若しくは不当に困難となる場合
- 8 除外許可証は、許可証に特定された期間を限って発行される。
- 9 以下の場合には、統制タクシーの運転手は、本条によって課された義務を免除される。
- (a) 本条に基づいて発行された除外許可証が効力を有している場合
 - (b) その免除について定められた告知が定められた方法でタクシーに掲示されている場合

第 37 条 盲導犬及び聴導犬を使用する乗客の輸送

- 1 本条は、以下の場合におけるタクシーの運転手に義務を課するものである。
- (a) 当該タクシーが盲導犬若しくは聴導犬を伴う障害者のため、又はその障害者によって利用される場合
 - (b) 当該タクシーに当該障害者と同乗することを希望する者によって利用される場合
- 2 障害者は、本条において「乗客」として言及される。
- 3 その義務は以下である。
- (a) 乗客の犬を運び、乗客と共にいることを認めること
 - (b) そのことにより割り増し運賃を徴収しないこと
- 4 本条により課されたすべての義務の履行を怠ったタクシーの運転手は有罪とされ、即決処分によって標準率第 3 段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。
- 5 医学的理由により、本条で課された義務をその者について免除することが適当であると許認可機関が認める場合には、当該運転手には除外許可証が発行される。
- 6 除外許可証を発行するか否かを決定するに当たっては、特に許認可機関は、申請者が運転しているタクシー、又はその者が許可証を求めているすべての種類のタクシーの物理的特徴を考慮しなければならない。
- 7 除外許可証には、以下の項目を含む。
- (a) 特定されるタクシー又は特定種類のタクシー
 - (b) 許可証に特定された期間
- 8 以下の場合には、タクシーの運転手は本条によって課された義務を免除される。
- (a) 本条に基づいて当該タクシーに関して発行された除外許可証が効力を有している場合
 - (b) その免除について定められた告知が定められた方法でタクシーに掲示されている場合
- 9 所管大臣は、本条の目的に照らして、別に定める種類の障害をもつ障害者を介助するために訓練された（盲導犬・聴導犬以外の）他の範疇の犬について定めることができる。
- 10 本条は、盲導犬に関して適用されると同じく、定められたすべての種類の犬に対しても適用される。

11 本条において

「盲導犬」とは、視覚障害者を誘導するために訓練された犬を意味する。

「聴導犬」とは、聴覚障害者を援助するために訓練された犬を意味する。

第 38 条 除外許可証交付拒否に対する不服審査申し立て

- 1 第 36 条又は第 37 条に基づいて除外許可証を発行する許認可機関の拒否によって損害を被った者はすべて、その拒否された日から起算して 28 日間が経過する日までに適当な裁判所に訴えることができる。
- 2 本条に基づく不服審査申し立てにおいて裁判所は、その指示の中で、特定する期間に限って効力を有する妥当な除外許可証を、発行するよう当該許認可機関に命令することができる。
- 3 「適当な裁判所」とは、その許認可機関が本部をおく小治安裁判所管轄地域の治安判事裁判所を意味する。

第 39 条 スコットランドにおける障害をもつ乗客についての要件

- 1 1982 年市民政府（スコットランド）法（1982c. 45）の第 2 編（許可と規則）は以下のように修正される。
- 2 第 10 条第 4 項（タクシーとして使用される車両の適性）
 - (a) 「機関」の後に「－ (a)」を挿入
 - (b) 末尾に「、及び
(b) それに従っていない場合は、適さないものとして。」
- 3 第 20 条（タクシー等に関する規則）において、第 2 項の後に以下を挿入する。

「2 A 上記第 1 項第 2 項の一般化を侵すことなく、これらの項に基づく規則により、（1995 年障害者差別禁止法第 1 条第 2 項の意味における）障害者のタクシー乗車に関して、所管大臣が必要であり、又は適当であると判断した規定を定めることができる。その規定は特に以下について定めるものとする。

 - (a) 車椅子、盲導犬、聴導犬及び他の範疇の犬の輸送に関する必要条件
 - (b) それらのすべての規定が適用される日及び適用される期間
 - (c) その規定から、タクシー又はタクシー運転者が除外されることを認める場合の細則

本項において

「盲導犬」とは、視覚障害者を誘導するために訓練された犬を意味する。

「聴導犬」とは、聴覚障害者を援助するために訓練された犬を意味する。

「他の範疇の犬」とは、所管大臣が定めた通りに、一定の種類の障害をもつ障害者を介助するために訓練された他の範疇の犬を意味する。」

[公共サービス車両 (PSV)]

第 40 条 PSV アクセシビリティ規則

- 1 所管大臣は障害者に以下の可能性を保障するという目的のもとに、規則（「PSV アクセシビリティ規則」）を定めることができる。
 - (a) 統制公共サービス車両に安全に且つ不当に困難でなく乗降できること（車椅子を使用する障害者の場合、車椅子に乗ったまま乗降できること）
 - (b) そのような車両に安全且つ十分快適に乗車ができること
- 2 特に PSV アクセシビリティ規則に基づいて、以下に関する規定を含んだ統制公共サービス車両の製造、使用及び補修について規定を定めることができる。
 - (a) 車両への装置の取り付け
 - (b) 車両に携行される装置
 - (c) 車両に取り付けられ、又は携行される装置のデザイン
 - (d) 車両の走行中、車椅子の固定を保障するために設計された制止装置の取り付けと使用
 - (e) 車椅子が、車両が動いている間に固定されるべき位置
- 3 以下の者はすべて有罪とされる。
 - (a) PSV アクセシビリティ規則の規定に従わず、又は履行を怠った者
 - (b) 遵守を要求された規則の規定に適合しない統制公共サービス車両を、道路で使用した者
 - (c) 当該の統制公共サービス車両を道路で使用する原因を与えた者、又はこれを認めた者
- 4 このような違反を犯した者は、即決処分において標準率第 4 段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。
- 5 本条において
「公共サービス車両」とは、以下の車両を意味する。
 - (a) 8 人を越える乗客を輸送するのに適する車両
 - (b) 1981 年公共乗客車両法（1981c. 14）の目的に照らして公共サービス車両であるもの
「統制公共サービス車両」とは、PSV アクセシビリティ規則が適用されることが明示されたすべての公共サービス車両を意味する。
- 6 本条に基づく規則においては、以下について異なった規定を定めることができる。
 - (a) 異なった大きさ又は種類の車両
 - (b) 異なった細目における同じ大きさ又は種類の車両
- 7 本条、第 41 条又は第 42 条に基づくすべての規則を定める前に、所管大臣は、障害者交通助言委員会及び適当と認められる他の代表団体に諮問しなければならない。

第 41 条 アクセシビリティ許可証

- 1 以下の場合以外は、統制公共サービス車両は道路で使用してはならない。
 - (a) 車両検査官が、別に定められる PSV アクセシビリティ規則の所定の規則を、当該車両が充足しているという許可証（「アクセシビリティ許可証」）を発行している場合
 - (b) 当該車両に関して、第 42 条に基づく認可許可証が発行されている場合
- 2 所管大臣は、以下に関して規則を定めることができる。
 - (a) アクセシビリティ許可証の申請及び発行
 - (b) 申請された車両の検査のための規定
 - (c) 紛失又は破損した許可証に替わるべきアクセシビリティ許可証の写しの発行
- 3 統制公共サービス車両が本条に違反して使用された場合は、その車両の運行者は有罪とされ、即決処分により標準率第 4 段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。
- 4 本条において「運行者」とは、1981 年公共乗客車両法（1981c. 14）におけるものと同じ意味をもつ。

第 42 条 認可許可証

- 1 特定の車両に関して、第 41 条の目的に照らして定められた PSV アクセシビリティ規則の当該規定が、特定の車両に関して充足されていると認めた場合には、所管大臣は、本条の目的に照らしてその車両を許可することができる。
- 2 そのように認可された車両は、本条においては「模範車両」として言及される。
- 3 第 4 項は、特定の車両が模範車両としてそのデザイン、構造及び装置を備えているという定められた書式による申告が、権限をもつ者により行われた場合に適用される。
- 4 車両検査官は、その申告が適用される車両を検査したのち（それが適当であると判断したならば）模範車両に該当するという定められた書式による許可証（「認可許可証」）を、発行することができる。
- 5 所管大臣は、以下に関して規則を定めることができる。
 - (a) 第 1 項に基づく認可の申請及び許可
 - (b) 認可許可証の申請及び発行
 - (c) 申請された車両の検査についての規定
 - (d) 紛失又は破損した許可証に替わるべき認可許可証の写しの発行
- 6 所管大臣は、模範車両の許可をいつでも取り消すことができる。
- 7 認可が取り消されるのは、以下の場合とする。
 - (a) これ以上認可許可証を、当該模範車両に関して発行する必要がない場合、但し
 - (b) 模範車両に対して発行された取り消し前の認可許可証はすべて、第 41 条の目的に照らして効力をもち続けるものとする

- 8 第3項において「権限をもつ者」とは、当該条項の目的に照らして、所管大臣によりその権限を与えられた者を意味する。

第43条 特別認可

- 1 所管大臣は命令によって以下の車両の道路における使用を認める権限を有する。
 - (a) 命令によって特定された大きさ又は種類の統制公共サービス車両
 - (b) 同様に特定された統制公共サービス車両。また第40条、第41条又は第42条の項目はいずれも、命令に従っている車両の使用を妨げるものではない。
- 2 すべての当該認可は、命令により、又はそれに基づいて特定される制限と条件に従って与えられるものである。
- 3 所管大臣は、命令により又はそれに基づいて特定された制限と条件に従って、PSV アクセシビリティ規則が、命令により特定された修正又は除外に従う命令により特定される種類の統制公共サービス車両に、適用されることを確実にする目的をもって、命令により規定を定めることができる。

第44条 見直し及び不服審査申し立て

- 1 第2項は、以下の場合に適用される。
 - (a) 所管大臣が第42条第1項に基づいて車両の認可申請を却下した場合
 - (b) 定められた期間の終了前に、当該申請者がその決定の見直しを、所管大臣に申請し、また第45条に基づいて定められた手数料を支払った場合
- 2 所管大臣は
 - (a) その決定を見直し、
 - (b) そうすることによって定められた期間が終了する前に、申請者により文書で行われた陳情を、すべて検討しなければならない。
- 3 アクセシビリティ許可証又は認可許可証を申請した者は、その許可証の発行が車両検査官に却下された場合、所管大臣に不服審査申し立てをすることができる。
- 4 不服審査申し立てば、定められた期間内に定められた方法で行われなければならない。
- 5 不服審査申し立てに関しては、従うべき裁判手続について、規則に基づいて規定を定めることができる。
- 6 不服審査申し立ての決定に当たって、所管大臣は以下を行うことができる。
 - (a) 決定を追認し、変更し又は破棄すること
 - (b) 車両検査官に、その決定に影響を及ぼすと思われる指示を与えること

第 45 条 手数料

- 1 所管大臣は、以下の事項について、当該時に支払われるべく定められた手数料を徴収することができる。
 - (a) 第 42 条第 1 項に基づく認可の申請及び許可
 - (b) アクセシビリティ許可証及び認可許可証の申請及び発行
 - (c) 上記許可証の写し
 - (d) 第 44 条に基づく見直しと不服審査申し立て
- 2 所管大臣が徴収した手数料は、統合基金 (the Consolidated Fund) に納入されるものとする。
- 3 第 1 項に基づく規則により定められた細則において、全部又は一部の手数料の返還規定を定めることができる。
- 4 第 1 項のすべての規則を定める前に所管大臣は、適当と認められる代表団体に諮問する必要がある。

[鉄道車両]

第 46 条 鉄道車両アクセシビリティ規則

- 1 所管大臣は以下を可能にすることを保障する目的で、規則（「鉄道車両アクセシビリティ規則」）を定めることができる。
 - (a) 障害者が
 - (i) 統制鉄道車両に安全に且つ不当に困難でなく乗降すること
 - (ii) 上記の車両に安全に且つ十分快適に乗車すること
 - (b) 車椅子を使用する障害者が
 - (i) 車椅子に乗ったままで当該車両に、安全に且つ不当に困難でなく乗降すること
 - (ii) 車椅子に乗ったままで、当該車両に安全に且つ十分快適に乗車すること
- 2 鉄道車両アクセシビリティ規則には、以下についての規定を含めて、統制鉄道車両の製造、使用及び補修に関する規定を定めることができる。
 - (a) 車両への装置の取り付け
 - (b) 車両に携行される装置
 - (c) 車両に取り付けられ、又は携行される装置のデザイン
 - (d) 車両に取り付けられ、又は携行される装置の使用
 - (e) 車両に設置されるトイレ施設
 - (f) 車両に設置される車椅子専用の空間の場所と床面積
 - (g) 障害者に提供される援助
- 3 遵守を要求されている鉄道車両アクセシビリティ規則の規定に適合していない統制鉄道車両が、

輸送のために使われた場合には、その車両の運行者はその違反により有罪とされる。

4 上記の違反により有罪とされた者は、即決処分により標準率第4段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。

5 鉄道車両アクセシビリティ規則においては、以下について異なった規定を定めることができる。

- (a) 異なった大きさ又は種類の鉄道車両
- (b) 異なった細目における同じ大きさ又は種類の鉄道車両
- (c) 異なった連絡網

6 本条において

「連絡網」とは、鉄道車両若しくはその増結車両の誘導又は支持に使われる軌道又はその他の手段を意味する。

「運行者」とは、すべての鉄道車両に関して、その車両の管理を行う者を意味する。

「鉄道車両」とは、以下の車両を意味する。

- (a) すべての鉄道、市街鉄道又は定められたシステムにより乗客を輸送するために製造され、又は採用されたもの
- (b) 1998年12月31日以後に使用され始めるもの、又は使用され始める車両の種類に属するもの
「統制鉄道車両」とは、鉄道車両アクセシビリティ規則が適用されることが明示されたすべての鉄道車両を意味する。

「車椅子空間」とは、その意味を別に定めるものとする。

7 第6項において

「定められたシステム」とは、誘導交通（1992年交通及び労働法（1992c.42）における「誘導交通」と同じ意味をもつ）の定められた方法で利用するシステムを意味する。

「鉄道」及び「市街鉄道」とは、上記の法律におけるものと同じ意味をもつ。

8 所管大臣は、本条の目的に照らして、1両の鉄道車両又は1組の鉄道車両が、初めて使用されたものとして取り扱われるべき時期に関する規定を、規則において定めることができる。

9 第8項に基づく規則には、試験期間又は他の定められた使用期間を考慮に入れない旨の規定を含めることができる。

10 本条及び第47条の目的に照らして、運賃を徴収又は別料金を徴収してその車両で公衆の輸送を行っている場合には、その者は輸送用の車両の使用者となる。

11 第1項又は第47条に基づいていずれの規定を定める場合にも、所管大臣は障害者交通援助委員会及び適当と認められる他の代表団体に諮問しなければならない。

第47条鉄道車両アクセシビリティ規則適用除外

1 所管大臣は命令（「除外命令」）によって、たとえ遵守が要求されている鉄道車両アクセシビリティ規則に適合していない車両であっても、特定された種類、又は特定の状況において、統制鉄

道車両を輸送用として使用することを許可することができる。

2 規則により、特に以下に関する規定を含んだ除外命令についての規定を定めることができる。

- (a) 除外命令の申請が認められる者
- (b) その申請に関する書式
- (c) 申請に関連して提供されるべき情報
- (d) 除外命令が効力を有する期間
- (e) 除外命令の破棄

3 除外命令の申請をすべて検討した後で、障害者交通援助委員会及び適当と認められる他の者に諮問した上で、所管大臣は、以下を行うことができる。

- (a) 申請された期間の除外命令を作成すること
- (b) 適当と認められる他の期間の除外命令を作成すること
- (c) 除外命令の作成を拒否すること

4 除外命令は、特定された制限と条件に従って作成されなければならない。

5 本条において「特定された」とは、除外命令において特定されたという意味である。

[補則]

第 48 条 法人による違反

1 法人により犯された第 40 条又は第 46 条違反が、その法人の取締役、支配人、事務長又は他の類似の職員又は同様の資格において行動している者の承諾又は黙認に基づき、またその職務を果たすことを怠ったことに起因している場合には、その法人と同じくその者もまたその違反により有罪とされる。

2 第 1 項において「取締役」とは、その事業がその者によって運営されている法人に関連する当該法人の一員を意味する。

3 スコットランドにおいては、会社又は会社以外の法人組織になっていない団体により犯された第 40 条又は第 46 条の違反が、その会社の社員又は（当該事案がある場合には）その団体の運営又は支配に関わっている者の承諾又は黙認に基づく場合又は職務を果たすことを怠ったことに起因している場合、その会社又は団体と同じく当人もその違反により有罪とされる。

第 49 条 偽造及び虚偽の申告

1 本条において「関連する文書」とは、以下を意味する。

- (a) 第 36 条又は第 37 条に基づいて発行された除外許可証
- (b) 第 36 条第 9 項 (b) 又は第 37 条第 8 項 (b) に述べられた種類の告知
- (c) アクセシビリティ許可証

(d) 認可許可証

2 人を欺く意思をもって以下の行為を実行した場合には、その者は違反により有罪とされる。

(a) 関連文書を偽造、変造し又は行使した場合

(b) 関連文書を他者に貸した場合

(c) 関連文書を他者が行使するのを認めた場合

(d) 関連文書に酷似した文書を作成し又はこれを所持した場合

3 第2項における違反による有罪者は以下の義務を負う。

(a) 即決処分により法定限度額を超えない額の罰金を支払うこと

(b) 起訴による有罪判決の場合、2年未満の拘禁若しくは罰金、又はこれらを併科されること

4 アクセシビリティ許可証又は認可許可証を入手する目的をもって、故意に虚偽の申請をした者はその違反により有罪とされ、即決処分によって標準率第4段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。

第 6 編 全国障害委員会

第 50 条 全国障害委員会

- 1 本法により、全国障害委員会（以下、委員会）という）を設置する。
- 2 委員会の義務は、委員会の独自意志で、又は所管大臣からの依頼により、以下について、大臣に助言を行うことである。
 - (a) 障害者及び障害歴のある者に対する差別の撤廃に関する事項
 - (b) 当該差別を減少又は除去するのに役立つ方策
 - (c) 本法又は本法に基づいて定められた規定の執行に関する事項
- 3 所管大臣は、命令により、委員会に追加の機能を附加することができる。
- 4 第 3 項により与えられた権限は、本法に基づく訴訟の主題となる不服審査申し立ての調査に関して、委員会に何らかの職務を与える権限を含まない。
- 5 本法に基づく義務を履行するために、委員会は特に以下に配慮しなければならない。
 - (a) 委員会が行った勧告を実行することにより生ずる便宜の範囲と性質
 - (b) 当該の勧告を実行するために必要と認められる費用
- 6 委員会が本条に基づいて履行するいずれの職務にあっても、勧告を行う場合、それが当然実行可能である場合には、以下の評価を行わなければならない。
 - (a) その勧告を履行するために必要と認められる費用
 - (b) それを実行することにより生ずる可能性のある財政的給付
- 7 委員会が、ある事項について所管大臣に助言を行おうと発議する場合には、その前に以下のことをしなければならない。
 - (a) 以下のいずれかの団体に諮問すること
 - (i) 障害者又は障害のあらゆる面に関して助言を行う目的をもち、いずれかの法令により、又は閣僚により設立された団体
 - (ii) その助言が関連する事柄に関する機能をもっている団体
 - (b) 適当と認められる他の者に諮問すること
 - (c) そのような諮問の結果として行われたすべての主張を考慮すること
- 8 委員構成に関する規定を含めて、付則 5 において委員会に関しての追加規定を定める。
- 9 独自意志による助言を行うために、第 2 項により委員会に与えられた権限は、以下についての助言を行う権限を含まない。
 - (a) 規定 (a) 又は (b) の効力により、以下に基づいて定められたすべての規定又は取り決めの実行に関するすべての事項
 - (i) 1944 年及び 1958 年障害者（雇用）法（1944c. 10）（1958c. 33）

- (ii) 1973 年雇用・訓練法 (1973c. 50)
 - (iii) 1978 年雇用保護 (統合) 法 (1978c. 44)
 - (iv) 1990 年企業及び新都市 (スコットランド) 法 (1990c. 35)
 - (b) 規定 (c) の効力により、第 2 編又は第 53 条、第 54 条、第 56 条又は第 61 条に基づいて生ずるすべての事項
- 10 1944 年障害者 (雇用) 法第 17 条第 1 項 (a) に基づいて設置された全国援助委員会がない場合、又は本法の第 60 条第 1 項に基づいて通例任命されている者がいない場合には、第 9 項は、常にその効力を有しない。

第 51 条 委員会により定められる施行細則

- 1 所管大臣により以下を行うよう依頼された場合、それは委員会の義務である。
 - (a) 所管大臣の要請に関連する事柄を取り扱う施行細則の提案を準備すること
 - (b) 細則の再検討及びもしそれが妥当と認められる場合には、修正を提案すること
- 2 所管大臣は、第 52 条の訴訟手続規定に従って、本条のもとで委員会により定められた提案に応じて施行細則を発行することができる。
- 3 細則の規定を遵守すべき者の職務上の怠慢は、そのことのみによりその者を訴訟の対象とするものではない。
- 4 細則は、労働裁判所、地方裁判所又は州裁判所における、本法に基づく訴訟手続のいずれにおいても証拠として認められる。
- 5 細則の規定が、本法に基づく訴訟手続において生ずる問題のいずれかに関係すると、裁判所が認める場合には、その問題を決定するに当たっては、これを考慮に入れなければならない。
- 6 本条及び第 52 条において「細則」とは、本条に基づいて所管大臣により発行される細則を意味し、修正及び再発行された細則を含むものとする。

第 52 条 前条に基づいて発せられた細則に関する規定の制定

- 1 本条において「提案」とは、第 51 条に基づいて委員会によって所管大臣に行われた提案を意味する。
- 2 すべての提案を準備するに当たって、委員会は以下に諮問しなければならない。
 - (a) 所管大臣により特定されて委員会に要請が出された者
 - (b) 委員会が適当と認めるその他の者
- 3 委員会は、提案を行う前にはすべて、その草案を公表し、草案について提出された主張を考慮し、それが適当と認められる場合には、その主張に基づいて草案を修正しなければならない。
- 4 委員会が提案をする場合には、所管大臣は以下のいずれかを行うことができる。
 - (a) それを承認すること

- (b) 妥当と認められる修正に従ってそれを承認すること
 - (c) その承認を拒否すること
- 5 所管大臣が（修正の有無に関わらず）すべての提案を承認する場合には、提案された細則の草案を準備し、各院にその草案を上程しなければならない。
 - 6 もし 40 日以内に、いずれかの院が、その草案を承認しないことを議決した場合には、所管大臣はその提案された細則に関して更に手続を進めてはならない。
 - 7 40 日以内にその議決が行われない場合には、所管大臣はその細則を草案の形式のまま発しなければならない。
 - 8 当該細則は、所管大臣が命令により指定した日より効力を生ずるものとする。
 - 9 第 6 項は、以前に提案されていた細則の新草案を、議会に上程することを妨げるものではない。
 - 10 所管大臣がその提案を承認するのを拒否した場合には、その不承認の理由について書面による説明を委員会に提出しなければならない。
 - 11 所管大臣は、命令により細則を廃棄することができる。
 - 12 本条において「40 日間」とは、提案された細則の草案に関して以下を意味する。
 - (a) 一方の院に上程された日より 1 日後に、他の院に、当該草案が上程された場合には、40 日間は、その遅い方の日から起算する。
 - (b) 他の場合にはすべて、40 日間は、当該草案が各院に上程された日から起算する。

議会が解散若しくは停会している期間、又は両院が 4 日以上休会している期間は、これを算入しない。

第 7 編 補 則

第 53 条 所管大臣の定める施行細則

- 1 所管大臣は、以下の見地に立って適当と認められる実際的な指針を含む施行細則を発行することができる。
 - (a) 障害者及び障害歴をもつ者に対する雇用分野における差別を除去すること
 - (b) 障害者及び障害歴をもつ者の雇用に関してのすぐれた実践を奨励すること
- 2 所管大臣は、適宜細則の全部又は一部を再検討し、それを再発行することができる。
- 3 第 1 項の権限を侵すことなく、細則は以下に関して実際的な指針を含むことができる。
 - (a) 必要となる費用に特に配慮を払いながら、障害者又は障害歴をもつ者のために調整をすることを期待されている者にとって、妥当となるような細目
 - (b) 雇用期間中に、従業員が本法に違反することを防ぐ目的のために、雇用主が講ずることが当然実行可能であるような対策
- 4 細則の規定を遵守すべき者の職務上の怠慢は、そのことのみによりその者を訴訟の対象とするものではない。
- 5 細則は、労働裁判所、地方裁判所又は州裁判所における、本法に基づく訴訟手続のいずれにおいても証拠として認められる。
- 6 細則の規定が、本法に基づく訴訟手続において生ずる問題のいずれかに関係すると、裁判所が認める場合には、その問題を決定するに当たっては、これを考慮に入れなければならない。
- 7 本条及び第 54 条において「細則」とは、本条に基づいて所管大臣により発行される細則を意味し、修正及び再発行された細則を含むものとする。
- 8 第 1 項 (a) において「雇用分野における差別」には第 12 条又は第 13 条に述べられた種類の差別を含む。
- 9 第 1 項 (b) 及び第 3 項における「雇用」には第 12 条第 6 項により定義される派遣労働を含むものとする。

第 54 条 前条に基づいて発せられた細則に関する規定の制定

- 1 第 53 条に基づく細則の草案を準備するに当たっては、所管大臣は、雇用主の利益を代表する団体、又は就職若しくは求職中の障害者の利益を代表する団体で、適当と認められる団体にこれを諮問しなければならない。
- 2 所管大臣が細則を発行することを提案する場合には、その草案を公表し、草案について提出された意見を考慮し、それが適当と認められる場合には、その意見に基づいて草案を修正しなければならない。

- 3 所管大臣が提案された草案について発行の進めようとした場合は、議会の各院にその草案を上程しなければならない。
- 4 40 日以内に、いずれかの院がその草案を承認しないと議決した場合には、所管大臣は、提案された細則に関して更に手続を進めてはならない。
- 5 40 日以内にその議決が行われない場合には、所管大臣は草案の形式のままで、その細則を発行しなければならない。
- 6 細則は、所管大臣が命令により指定した日より効力を発するものとする。
- 7 第4項は、以前に提案されていた細則の新草案を、議会に上程することを妨げるものではない。
- 8 所管大臣は、命令により細則を廃棄することができる。
- 9 本条において「40 日間」とは、提案された細則の草案に関して以下を意味する。
 - (a) 一方の院に上程された日より 1 日後に、他の院に、当該草案が上程された場合には、40 日間は、その遅い方の日から起算する。
 - (b) 他の場合にはすべて、40 日間は、当該草案が各院に上程された日から起算する。

議会が解散若しくは停会している期間、又は両院が 4 日以上休会している期間は、これを算入しない。

第 55 条 処分

- 1 第2編又は第3編の目的に照らして、人（A）は以下の場合、他の者（B）を差別したものとなる。
 - (a) B と同じ状況にある他の者を処遇する場合よりも不利に、B を取り扱う場合
 - (b) 第2項で述べられる理由によりそのように行動した場合
- 2
 - (a) B が
 - (i) 本法に基づいて A 又は他の者に対して訴訟を提起し、
 - (ii) 第三者によって提起された当該訴訟手続に関して、証拠又は情報を提供し、
 - (iii) もしそうでなければ、A 又は他の者に関して、本法に基づいて何らかの行為を行い、又は
 - (iv) 申し立てがそのように述べているか否かに関わらず、A 又は他の者が本法を犯していると申し立てること
 - (b) A は、B がこれらのいずれかの行為を実行し若しくは実行しようとしていると信じ、又は疑念を抱いていること
- 3 B が、障害者又は障害歴をもつ者である場合には、第1項（a）の目的に照らして、すべての他の者の状況とその者との比較において、当該の障害を考慮の対象にしてはならない。
- 4 第1項は、その申し立てが虚偽であり、善意をもって行われたものでない場合には、本人により行われた申し立てであるという理由によっても、その者の処遇に適用されない。

第 56 条 差別を受けた者の救済

- 1 本条の目的に照らして
 - (a) 第 2 編のいずれかの規定についての違反によって、当人が差別されたと考える者を「原告」という。
 - (b) 原告が第 2 編に基づいて不服審査申し立てをしようとする決意し、又は決意した相手方を「被告」という。
- 2 所管大臣は、被告に対して不服審査申し立てを行うか否かを原告が決定すること、そしてそれを進める場合は、当該事案を最も効果的な方法で組み立て、提示するのを援助するという見地から、命令により以下を定めなければならない。
 - (a) 関連する訴訟を行うための理由、又は関連若しくは関連すると認められるその他の事項について、被告に対して原告が質問を行う様式
 - (b) 被告がすべての質問に答えたいと希望する場合におけるその回答様式
- 3 第 2 項に基づく命令により定められた様式に従って、原告が被告に質問する場合には
 - (a) 質問及び（命令によるか否かに関わらず）被告による回答はすべて、第 2 編に基づくすべての訴訟手続の証拠として、認められなければならない。
 - (b) 以下がその訴訟手続において労働裁判所に提出される場合、すなわち
 - (i) 被告が故意に且つ合理的な理由なく、相当の期間内に回答することを怠った場合、又は
 - (ii) 被告の回答が回避的又は多義的である場合、には、労働裁判所は、被告が第 2 編の規定に違反しているという推論を含めて、正当で公平と認められるいかなる推論をも引き出すことができる。
- 4 所管大臣は命令によって以下を定めることができる。
 - (a) 第 3 項 (a) に基づいて承認されるべき質問が適正に行われるべき期間
 - (b) 質問及び被告によるすべての回答が、適正に行われるべき方法
- 5 本条は、労働裁判所における訴訟手続において、中間判決や予備的事項を定める他の法令又は法規を犯すものではない。またかかる訴訟手続における証拠の認定について定めるすべての法令又は規則に従って、その効力をもつものである。

第 57 条 違法行為への加担

- 1 本法に基づいて違法とされる行為を他の者が行うのを意図的に援助する者は、本法の目的に照らして、同じ違法行為をする者として取り扱われるべきである。
- 2 第 1 項の目的に照らして、雇用主又は経営者が第 58 条に基づきその行為の責任を負うべき（又は第 58 条第 5 項が存在しないとすればその責任を負うべき）従業員又は代理人は、雇用主又は経営者がその行為を行うのを援助したものとみなされなければならない。
- 3 本条の目的に照らして、以下の場合、その者は違法な行為をするよう他者を意図的に援助した

とは言えない。

- (a) 本法のいずれかの規定により、その行為が違法ではない旨の文書を当該他者が作成し、これを信頼して行動し、且つ
 - (b) その文書を信頼することが合理的である場合
- 4 虚偽又は実質的に誤解を与えるような文書を、意図的又は不注意をもって作成した者は、違反のため有罪となる。
- 5 第4項に基づいて有罪である者はいずれも、即決処分により標準率第5段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。

第58条 雇用主等の責任

- 1 雇用関係にある者によって行われたことはすべて、本法の目的に照らして、当該雇用主がこれを知り、又は承認していたか否かに関わらず、当該雇用主によっても行われたものとして取り扱われなければならない。
- 2 ある者が本人の授権のもとにその代理人として行ったことはすべて、本法の目的に照らして、その本人によってもまた、行われたものとして取り扱われなければならない。
- 3 第2項は、その授権が以下のいずれの場合にも適用される。
- (a) 明示的又は黙示的になされた場合
 - (b) 当該行為の、事前又は事後になされた場合
- 4 第1項及び第2項は、第57条第4項に基づく違反に関しては適用されない。
- 5 従業員によって行われたと申し立てられた行為に関する本法に基づく訴訟手続においては、雇用主は、当該従業員に関し以下について合理的に実行可能な対策を講じたことを証明し、これを抗弁とすることができる。
- (a) その行為をしないこと
 - (b) 雇用されている期間にその種の行為をしないこと

第59条 国の安全を確保するための行為等

- 1 本法は、以下により行われる行為を違法とするものではない。
- (a) すべての法令の履行
 - (b) すべての法令に基づいて、閣僚により作成されたすべての文書の履行
 - (c) (本法成立の前後に関わらず) すべての法令の効力により、閣僚によって課されたすべての条件又は要請の履行
- 2 第1項において「法令」とは、本法が成立した日の後に成立又は制定されたものを含む。また「文書」とは、その日以後に作成されたものを含む。
- 3 本法は、国家の安全を守る目的により行われたすべての行為に関しては、これを違法とするものではない。

第 8 編 雑 則

第 60 条 所管大臣による助言者の任命

- 1 所管大臣は、障害者又は障害歴をもつ者の雇用に関する事項について、助言及び援助を求めるのに適切な者を任命することができる。
- 2 所管大臣は、一般的又は特定の地域若しくは地方において活動する者を、任命することができる。
- 3 所管大臣は、本条に基づいて任命された者に対して、その収入の損失に対する手当て又は補償として、相当と認められる額の金銭を支給することができる。
- 4 本条に基づくすべての支出には、大蔵省の承認を必要とする。
- 5 第 1 項における「雇用」には、自営業を含むものとする。6 所管大臣は、命令により以下のことを行うことができる。
 - (a) 1944 年障害者（雇用）法（1944c. 10）第 17 条及び付則 2（全国援助委員会及び地域援助委員会）の効力を停止するための規定を定めること
 - (i) 全国援助委員会に関する件
 - (ii) 地域援助委員会に関する件
 - (b) 当該条項及び付則を廃止すること
- 7 第 6 項 (b) に基づく命令が効力を発する前は常に、1944 年法第 17 条は、その第 1 項におけるそれぞれの場合について「障害者」の後に「及び障害歴をもつ者」が挿入され、その条の末尾に以下の文言が追加されるものとして、その効力を有する。

「3 本条の目的に照らして

 - (a) 障害者とは、1995 年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である者のことである。
 - (b) 「障害」とは、当該法律におけるものと同義とする。」
- 8 第 6 項 (a) (i) 又は同項 (b) に基づく命令が効力を発する前は常に、1970 年慢性疾患及び障害者法第 16 条（全国援助委員会の機能を拡大する規定）は、それぞれの場合について、「障害者」の後に「及び障害歴をもつ者」が挿入され、その条の末尾に以下の文言が追加されるものとして、その効力を有する。

「2 本条の目的に照らして

 - (a) 障害者とは、1995 年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である者のことである。
 - (b) 「障害」とは、当該法律におけるものと同義とする。」

第 61 条 1944 年障害者（雇用）法の修正

- 1 1944 年障害者（雇用）法（1944c. 10）第 15 条（所管大臣に援助付雇用の規定に関する準備を

行う権限を与える規定)は、本条第2項から第5項に規定されるように修正される。

2 同条第1項において

- (a) 「無能力(disablement)により社会的不利益者(handicapped)として登録された者」を「障害者」に差し替える。
- (b) 「その無能力」を「その障害」に差し替える。
- (c) 「無能力に該当しない」を「障害をもたない」に差し替える。

3 同条第2項において「1つ又はそれ以上の会社はいずれも」から「そのように要請され、禁止された」までの文言は、「いずれの会社、協会又は団体」に差し替える。

4 同条第2項の後に以下を挿入する。

「2 A 大臣が、本条に基づく権限を執行して設立できる唯一種の会社は、以下の会社である。

- (a) その利益又は他の収入を、その目的を推進するために充当することが定款によって求められているもの
- (b) 定款によって、その社員に配当を支払うことが禁止されているもの」

5 同条第5項の後に以下を挿入する。

「5 A 本条の目的に照らして

- (a) 障害者は、1995年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である者のことである。
- (b) 「障害」とは、当該法律におけるものと同義とする。」

6 同法第16条の規定(同法第15条に基づいて退役軍人男女に与えられる優先権)は、同条第1項となり、その末尾に以下を挿入する。

「及びその障害が軍隊生活に起因する者。

- 2 本条第1項の目的に照らして、障害者の障害は、別に定められる細目においてのみ、特定の種類の軍隊生活に起因するものとして取り扱われなければならない。」

7 1944年法の以下の規定は、その効力を停止する。

- (a) 第1条(「障害者」の定義)
- (b) 第6条から第8条(障害者の登録)
- (c) 第9条から第11条(登録障害者を一定割合で雇用すべき、相当数の従業員を雇用している雇用主の義務)
- (d) 第12条(無能力により社会的不利をもつ者として登録された者のための指定職制度)
- (e) 第13条(本法により廃止された規定の解釈)
- (f) 第14条(雇用主により保有されるべき記録)
- (g) 第19条(違反に関する訴訟手続)
- (h) 第21条(雇用の場所及び国籍に関する適用)

8 1944年法に関連して「障害者」を定義した下位の法令のすべての規定は、その表現が本法におけるのと同様の意味をもつものとして解釈されなければならない。

- 9 第8項は、下位規則による今後の規定の修正を妨げるものではない。

第62条 公開の制限（労働裁判所）

- 1 本条は、第8条に基づいて行われる不服審査申し立ての訴訟手続において、個人的性質をもつ証拠が、その不服の聴き取りを行う労働裁判所によって、聴き取りを受ける可能性のある場合に適用される。
- 2 労働裁判所の訴訟手続に関する規則を定める所管大臣の権限は、本条が以下に適用される場合の訴訟手続に関する規定を定める権限を含むものとする。
 - (a) 原告、又は裁判所の命令裁定による申請によって、（もしそれが早期に取り消されない場合には）当該労働裁判所の決定が公表されるまでは、労働裁判所が、報道制限命令に効力をもたせるようにすることができること
 - (b) 報道制限命令が、すべての他の訴訟手続とともに労働裁判所によって取り扱われている不服審査申し立てに関して出された場合、その命令は、当該労働裁判所が指示する当該の他の訴訟手続又はその一部に関してもまた、適用されるべきであるという指示を、労働裁判所が出すことを可能にすること
- 3 報道制限命令に違反している関連番組において、何らかの顕名事項が出版され又は含まれている場合には、
 - (a) 新聞又は雑誌による出版物の場合には、当該新聞又は雑誌のすべての事業者、編集人及び発行人、
 - (b) 他の形式の出版物の場合にはすべて、その発行人、並びに
 - (c) 関連する番組に含まれる事柄の場合には、
 - (i) その番組を含むサービスの提供に携わるすべての法人、及び
 - (ii) 新聞の編集人の職務に相当する職務を当該番組に関して行うすべての者は、その違反により有罪とされ、即決処分で標準率第5段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。
- 4 第3項に基づく違反により告発された場合には、その者が違反行為の時点において以下の状態にあったことを証明することにより、これを抗弁とすることができる。
 - (a) 当該の出版物又は番組が問題となっており、又は、問題を含んでいることを知らなかったこと、且つ
 - (b) 当該の出版物又は番組が問題となっており、又は、問題を含んでいることについて、疑いをもたず、また疑いをもつ理由もなかったこと
- 5 法人によって行われた第3項に基づく違反が、以下の者の承諾若しくは黙認、又はその義務の懈怠に起因することが証明された場合には、その者は、法人と同様にその違反により有罪とされ、違反に対する訴訟と、それに伴う罰則に対しても責任を負うものとする。

- (a) その法人の取締役、支配人、事務長又はこれと同様の地位にある者
- (b) そのような権限のもとに行動しようとする者

6 その事業が、その職員により管理されている法人については、第5項における「取締役」は、当該法人の社員であることを意味する。

7 本条において

「個人的性質をもつ証拠」とは、それが公表された場合に、原告に相当の迷惑を与える原因となることが当然予想されるような医療上又は他の一身上の性質をもつ証拠を意味する。

「顕名事項」とは、命令において名指しされた原告又は他の者の氏名が公衆に知られてしまうおそれのあるすべての事項を意味する。

「公表」とは、その意味を規則により定めるものとする。

「関連する番組」とは、1990年放送法（1990c. 42）に定める番組サービスに含まれる番組を意味する。

「報道制限命令」とは、以下の命令を意味する。

- (a) 本条の効力に基づいて定められた規則により与えられる権限の遂行上定められたもの
- (b) 大ブリテン島内において、公衆に利用できる文字出版物又は受信可能な関連番組において顕名事項を出版し又はこれを含む番組を放送することを禁止するもの

「文字出版物」とは、映画、サウンドトラック及び他の永続的保存形態におけるすべての記録を含むが、特定の法的手続に使用されるために準備された起訴状又は他の文書は含まれない。

第63条 公開の制限（雇用控訴裁判所）

1 本条は、以下の訴訟手続に適用される。

- (a) 報道制限命令を発するか否かについての労働裁判所の決定に対する控訴
- (b) 労働裁判所が報道制限命令を発した（そしてまだそれが取り消されていない）訴訟手続において、労働裁判所が行った中間判決に対する控訴

2 雇用控訴裁判所の訴訟手続に関する規則を定める大法官の権限は、以下について、本条を適用する手続について規定を定める権限を含むものとする。

- (a) 雇用控訴裁判所が、控訴人、又は裁判所の命令裁定による申請によって、（もしそれが早期に取り消されない場合には）当該裁判所の決定が公表されるまでは、報道制限命令に効力をもたせるようにすることができること
- (b) 報道制限命令が、すべての他の訴訟手続とともに雇用控訴裁判所によって取り扱われている控訴申し立てに関して出された場合、その命令は、雇用控訴裁判所が指示する他の訴訟手続又はその一部に関してまた、適用されるべきであるという指示を、雇用控訴裁判所が出すことを可能にすること

3 第62条第3項から第6項は、労働裁判所が定めた報道制限命令に関して適用されるのと同様に、

雇用控訴裁判所によって定められた報道制限命令に関しても適用される。

4 第1項において「報道制限命令」とは、第62条の目的に照らして報道制限命令である命令を意味する。

5 第2項において「報道制限命令」とは、以下の命令を意味する。

(a) 本条の効力に基づいて定められた規則により与えられる権限の遂行上定められたもの

(b) 大ブリテン島内において、公衆に利用できる文字出版物又は受信可能な関連番組において顕名事項を出版し又はこれを含む番組を放送することを禁止するもの

6 本条において

「控訴人」とは、その訴訟手続が雇用控訴裁判所に関係する不服審査の申し立てを行う者を意味する。

「顕名事項」、「文字出版物」及び「関連する番組」とは、第62条におけるものと同じ意味をもつ。

「公表」とは、その意味を規則に従って定めるものとする。

第64条 刑事法院等への適用

1 本法は以下について適用される。

(a) 閣僚若しくは政府部局により行われた行為、又はそれらのものの目的のために行われた行為

(b) 刑事法院のために、法定団体又は法定事務所を所有する者により行われた行為

それは、私人により行われた行為に適用されるのと同様である。

2 第5項に従って第2編は、以下のサービスに適用される。

(a) 法定事務所を所有している者のサービス以外の閣僚又は政府部局の目的のためのサービス

(b) 法定事務所を所有している者、又は法定団体の目的にかなう刑事法院のためのサービス

それは、私人による雇用に適用されるのと同様である。

3 1947年法第2編から第4編の規定は、それらがイングランド及びウェールズにおける刑事訴訟手続に適用されるのと同様に、本法に基づいて、刑事法院に対する訴訟手続にも適用される。但し、同法第20条（地方裁判所から高等法院への訴訟手続の移送）には適用されない。

4 1947年法第5編の規定は、刑事法院による、又は刑事法院に対する民事訴訟手続として、その編の効力により取り扱われるスコットランドの訴訟手続に適用されるのと同様に、本法に基づく刑事法院に対する訴訟手続に適用される。但し、同法第44条但し書き（州裁判所から控訴裁判所への訴訟手続の移送）には適用されない。

5 第2編は、以下のサービスには適用されない。

(a) 国防警察省、英国交通警察、王立公園警察隊、又は連合王国原子力エネルギー当局警察隊の一員としてのサービス

(b) 看守としてのサービス

(c) 閣僚、又は防災に関する職務をもつ政府部局の目的のために、消防活動にその職務として従事することが要求される者のサービス

6 第2編は、その職務として消防活動に従事することが要求される消防隊の一員として行うサービスには適用されない。

7 それゆえ（疑義を避けるために）第2編は、王立海軍、陸軍又は空軍のいずれのサービスにも適用されないことを、ここに宣言する。

8 本条において

「1947年法」とは、1947年刑事法院訴訟手続法（1947c. 44）を意味する。

「英国交通警察」とは、1949年英国交通治安法（1949c. xxix）第53条に基づいて任命され、又は任命される予定の警察官を意味する。

「刑事訴訟手続」とは、1947年法第23条の効力により、刑事法院により、又は刑事法院に対して民事訴訟手続として、同法第2編の目的に照らして取り扱われる訴訟手続を意味する。

「消防隊」とは、1947年消防サービス法（1947c. 41）の遂行のために維持されている消防隊を意味する。

「国防警察省」とは、1987年国防警察省法（1987c. 4）第1条に基づいて設立された軍隊を意味する。

「看守」とは、1994年犯罪処罰及び公共秩序法（1994c. 33）第127条における監獄の職員である者を意味するが、同法第1編における保護観察官は含まれない。

「王立公園警察隊」とは、1872年公園条例（1872c. 15）に基づいて任命された公園の警察官を意味する。

「閣僚又は政府部局の目的のためのサービス」とは、1975年下院議会欠格法（1975c. 24）付則2（大臣府）に述べられている期間におけるいずれの職務のサービスも含まない。

「法定団体」とは、法令により、又は法令に基づいて設立された団体を意味する。「法定事務所」とは、上記と同じく設立された事務所を意味する。

「連合王国原子力エネルギー当局警察隊」とは、連合王国原子力エネルギー当局からの指名によって、1923年特別警察官法（1923c. 11）第3条に基づいて任命された特別警察官を意味する。

第65条 議会への適用

1 本法は、私人によって行われた行為に適用されるのと同様に、上院又は下院により、又は上院又は下院の目的のために行われた行為にも適用される。

2 下院に関する第2編の適用目的に照らして、その院の事務総長（the Corporate Officer）は、1978年雇用保護（統合）法（1978c. 44）第139条の目的に照らして、下院職員の関係者である（又はあった）者の雇用主として取り扱われなければならない。

3 第4項に規定されるもの以外は、第19条から第21条の適用の目的に照らしてサービスの提供

者は以下である。

- (a) 上院に関しては、上院の事務総長
 - (b) 下院に関しては、下院の事務総長
- 4 当該サービスが、公衆の入場することを認められているウェストミンスター宮殿にあるすべての場所へのアクセス又はその利用である場合には、両院の事務総長が共同してそのサービスの提供者となる。
 - 5 議会の法若しくは慣行又はいかなる法令も、第2編に基づく労働裁判所、又は第3編に基づくすべての裁判所において開始されている訴訟手続を妨げるものではない。

第66条 第2編に基づかない政府任命

- 1 第3項に基づく規則に従って、本条は、第2編がその任命について適用されない職務又は地位についての閣僚又は政府部局により行われるすべての任命に適用される。
- 2 その任命を行うに当たって、そして職務又は地位が提供されるべき者を決定するための手配をするに当たって、閣僚又は政府部局は、本法の目的に照らして、自らが雇用主である場合には、第2編に違反するような方法でその行為を行ってはならない。
- 3 別に定める任命について、本条を適用しない旨の規定を定めることができる。

第67条 規則及び命令

- 1 本法に基づいて規則又は命令を定める権限は、法定文書によりこれを行行使するものとする。
- 2 その権限のすべては、それぞれの地域又は地方につき異なった規定を定めることを含めて、それぞれの場合に依拠して異なった規定を定めるために行行使することができる。
- 3 その権限には以下の権限を含む。
 - (a) 所管大臣が適当と認める付随的、補足的、必然的又は移行的な規定を定めること
 - (b) すべてのことを取り扱うに当たって、人に自由な裁量を許すこと
- 4 当該命令を含む法廷文書の草案が議会に上程され、各院の議決によって承認されるまでは、第50条第3項に基づくいずれの命令も定めることはできない。
- 5 第3条第9項、第52条第8項、第54条第6項又は第70条第3項に基づいて定められるものを除いては、本法に基づいて作成されるすべての法定文書は、議会のいずれかの院の議決に従って失効するものとする。
- 6 第1項は、特定された車両又は特定された者の車両についてのみ適用される第43条に基づく命令について、これを法定文書により定めることを求めるものではなく、その命令が、法定文書により定められる命令と同様に修正又は廃止され得るものであることを求めるものである。
- 7 第34条第4項、第40条第6項又は第46条第5項は、いずれも第2項及び第3項により与えられた権限に影響を及ぼすものではない。

第 68 条 解釈

1 本法において

「アクセシビリティ許可証」とは、第 41 条第 1 項 (a) に基づいて発行された許可証を意味する。

「行為」には、故意の不作为を含む。

「認可許可証」とは、第 42 条第 4 項に基づいて発行された許可証を意味する。

「便宜」とは、第 2 編においては、第 4 条第 4 項において与えられた意味をもつ。

「調停官」とは、1992 年労働組合及び労働関係（統合）法（1992c. 52）第 211 条のもとで指定された者を意味する。

「雇用」とは、すべての定められた規定に従って、サービス若しくは見習い工契約、又は個人的に何らかの仕事をするという契約に基づく雇用を意味し、また関連する文言はそれに従って解釈されるものとする。

「大ブリテン島内の事業所における雇用」とは、第 2 項から第 5 項に従って解釈されるべきである。

「法令」には、下位の律法及び地方自治体におけるすべての命令を含む。

「許認可機関」とは、以下を意味する。

- (a) 1869 年大都市公共乗物法（1869c. 115）が適用される地域については、所管大臣又は所管大臣により指定された期間いずれかの職務についている者
- (b) イングランド及びウェールズにおける他のすべての地域については、その地域のタクシーの営業許可に責任をもっている当局

「精神的機能障害」とは、1983 年精神衛生法（1983c. 20）、又は 1984 年精神衛生（スコットランド）法（1984c. 36）に示されたものと同義ではない。但し、機能障害が、これらの法のいずれかの目的に照らして精神的機能障害であるという事実は、それが本法の目的に照らした場合に精神的機能障害であるということを妨げるものではない。

「閣僚」には、大蔵省官僚を含む。

「職域年金制度」とは、1993 年年金制度法（1993c. 48）におけるものと同義である。

「不動産」には、すべての種類の土地を含む。「別に定める」とは、規則によって定めることを意味する。専門職（profession）」には、すべての職業（vocation）若しくは職業（cc upation）を含む。

「サービス提供者」とは、第 19 条第 2 項 (b) において与えられた意味をもつ。

「公共サービス車両」及び「統制公共サービス車両」とは、第 40 条において与えられた意味をもつ。

「PSV アクセシビリティ規則」とは、第 40 条第 1 項に基づいて定められた規則を意味する。

「鉄道車両」及び「統制鉄道車両」とは、第 46 条において与えられた意味をもつ。

「鉄道車両アクセシビリティ規則」とは、第 46 条第 1 項に基づいて定められた規則を意味する。

「規則」とは、所管大臣により定められた規則を意味する。

「第 6 条の義務」とは、第 6 条により又は第 6 条に基づいて課されたすべての義務を意味する。

「第 15 条の義務」とは、第 15 条により又は第 15 条に基づいて課されたすべての義務を意味する。

「第 21 条の義務」とは、第 21 条により又は第 21 条に基づいて課されたすべての義務を意味する。

「下位の律法」とは、1978 年解釈法（1978c. 30）第 21 条におけるのと同義である。

「タクシー」及び「統制タクシー」とは、第 32 条において与えられた意味をもつ。

「タクシー・アクセシビリティ規則」とは、第 32 条第 1 項に基づいて定められた規則を意味する。

「職種」には、いかなる仕事も含む。

「職種団体」とは、第 13 条において与えられた意味をもつ。

「車両検査官」とは、1988 年道路交通法（1988c. 52）第 66A 条に基づいて任命された検査官を意味する。

- 2 従業員が全面的に又は主として大ブリテン島外で仕事をする場合には、その雇用は、たとえその者がその雇用主の事業所においてその仕事の一部を行っていたとしても、大ブリテン島内の事業所で働いているものとしてこれを取り扱うことはない。
- 3 別に定められた場合を除いては、船舶、航空機又はホバークラフト上における雇用は、大ブリテン島内にある事業所における雇用ではないと認めるべきである。
- 4 別に定められた種類又は細目における雇用は、大ブリテン島内にある事業所における雇用ではないと認めるべきである。
- 5 仕事が、ある事業所において行われていない場合、それは、以下において行われているものとして取り扱われなければならない。
 - (a) その仕事が行われた事業所
 - (b) いずれの事業所においても仕事が行われなかった場合には、その仕事が最も密接な関係をもっている事業所

第 69 条 財政措置

- 1 以下については、議会により規定された金額が支払われるべきである。
 - (a) 本法に基づいて閣僚が支出するすべての費用
 - (b) 他の法令に基づいて、又はその効力により規定される金額の総和において、本法に起因すると認められる増加分

第 70 条 略称、開始、範囲等

- 1 本法は、1995 年障害者差別禁止法として言及される。
- 2 （第 4 項、第 5 項及び第 7 項を除いては）、本条は、本法成立の時に効力を発する。

- 3 本法の他の規定は、命令により所管大臣が指定した日において効力を発するものとし、それぞれの目的に応じて異なった日が指定される。
- 4 付則 6 は、必要な修正を行う。
- 5 付則 7 に規定された法の廃止は、有効でなければならない。
- 6 本法は北アイルランドにも適用されるが、北アイルランドへの適用においては、付則 8 に述べられるように、本法は、その付則により修正されるところに従って効力を発する。
- 7 1975 年下院欠格法（1975c. 24）付則 1 の第 2 部、及び 1975 年北アイルランド議会欠格法（1975c. 25）（欠格とされた所属員をもつ団体）において、それぞれの場合に、適切な場所に以下を挿入する。

「全国障害委員会」

「北アイルランド障害委員会」
- 8 本法の規定により所管大臣が行うべき諮問は、その規定が効力を発する前に、所管大臣により行われるものとする。

付 則

付則 1（第 1 条第 1 項）

第 1 条を補完する規定

1 機能障害

- (1) 「精神的機能障害」には、その病気が臨床的に広く知られたものである場合に限り、その精神病に起因し、又はその精神病を要素とする機能障害を含む。
- (2) 本法の目的に照らして、規則により以下の規定を定めることができる。
 - (a) 機能障害に該当するものとして取り扱われるべき定められた種類の状態
 - (b) 機能障害に該当しないものとして取り扱われるべき定められた種類の状態 (3) (2) に基づいて定められた規則においては、その規則の目的に照らして「状態」の意味について規定を定めることができる。

2 長期的影響

- (1) 機能障害の影響が、以下のいずれかに該当する場合にはこれを長期的影響とする。
 - (a) それが少なくとも 12 ヶ月継続すること
 - (b) その継続期間が、少なくとも 12 ヶ月となる見込みがあること
 - (c) それがその者にとって終生にわたる影響を受けるものとして継続する見込みがあること
- (2) 機能障害が、通常の日常生活活動を行う上で、その者の能力に相当の悪影響を及ぼす二つがなくなった場合でも、それが再発する可能性がある場合には、その機能障害の影響が継続しているものとして取り扱われるべきである。
- (3) (2) の目的に照らして、その影響の再発の可能性は、別に定められる細目においては、考慮する必要はない。
- (4) 本法の目的に照らして、規則により以下の細目を定めることができる。
 - (a) 長期的影響を及ぼさないとされる影響であっても、それが長期的な影響として取り扱われるもの
 - (b) 長期的影響を及ぼすとされる影響であっても、それが長期的な影響とは取り扱われないもの

3 重度の形状の変形

- (1) 重度の形状の変形を要素とする機能障害は、通常の日常生活活動を行う上でその者の能力に

相当の悪影響を及ぼすものとして取り扱われるべきである。

- (2) 規則は、その細目において、重度の変形がそのような影響を及ぼすものとして扱われるべきでない場合について定めることができる。
- (3) (2) に基づく規則においては、特に、意図的に獲得された形状の変形について規定を定めることができる。

4 通常の日常生活活動

- (1) 機能障害が以下の1つに影響を及ぼす場合にのみ、それが通常の日常生活活動を行う上でその者の能力に影響を及ぼすものと認められるべきである。
 - (a) 移動
 - (b) 手指機能
 - (c) 身体的協応性
 - (d) 排泄
 - (e) 持ち上げ、運ぶ能力、又はその他日常生活物資を移動させる能力
 - (f) 言語、聴力、又は視力
 - (g) 記憶力、又は集中し、学習し若しくは理解する能力
 - (h) 身体的危険を受ける可能性についての知覚力
- (2) 規則には以下を定めることができる。
 - (a) (1) に該当するものに影響を与えない機能障害で、通常の日常生活活動を行う上でその者の能力に影響すると認められるべき事項についての細目
 - (b) (1) に該当するものに影響を与える機能障害で、通常の日常生活活動を行う上でその者の能力に影響を及ぼさないと認められるべき事項についての細目

5 相当の悪影響

- (1) 規定により、本法の目的に照らして規則には以下について規定を定めることができる。
 - (a) 通常の日常生活活動を行う上で、その者の能力に相当の悪影響を及ぼすものとして取り扱われるべきであると定められた種類の影響
 - (b) 通常の日常生活活動を行う上で、その者の能力に相当の悪影響を及ぼさないものとして取り扱われるべきであると定められた種類の影響

6 医療的処置の影響

- (1) 通常の日常生活活動を行う上で、その者の能力に相当の悪影響を及ぼす可能性のある機能障害については、これについて処置し又は矯正するための措置が講じられている事実がない場合には、当該の影響をもつ機能障害として取り扱うものとする。

- (2) (1)において、「措置」には、特に医療的処置及び補装具、その他の用具の使用を含む。
- (3) (1)は、以下については適用されない。
 - (a) 眼鏡若しくはコンタクト・レンズ、又は別に定めるその他の方法によって矯正され得る程度の視力に関する機能障害
 - (b) 別に定める細目において定められた機能障害

7 障害者であるとみなされる者

- (1) (2)は、1944年障害者（雇用）法（1944c. 10）第6条に基づいて管理される障害者登録簿に、1995年1月12日の時点、且つまた本規定が効力を発する日において、その氏名が登載されているすべての者に適用される。
- (2) 上記の者は、以下のようにみなされるものとする。
 - (a) 当初の期間に、障害をもっていると認められ、それゆえ障害者である
 - (b) 後に、障害をもっていたと認められ、それゆえその期間障害者であった
- (3) 登録証明書は、それが発行された者について、証明された事柄に関する、明確な証拠であるべきである。
- (4) 反証が示されない限り、登録証明書としての趣旨を有するすべての文書は、当該の証明書として、有効に発行されたものとして取り扱われなければならない。
- (5) 本法の目的に照らして、規則においては、障害をもつと認められ、それゆえ障害者であるとみなされる者について別に規定を定めることができる。
- (6) 規則においては、(1)の規定又は(5)に基づいて定められる規則によって障害者であるとみなされる者が、もはや障害者とはみなされないものとして取り扱われるべき場合について、別に細則を定めることができる。
- (7) 「登録証明」とは、1944年法第6条に基づく規則により発行された証明をいう。「当初の期間」とは、本規定が効力を発した日より起算して3年の期間をいう。

8 進行性の症状

- (1)
 - (a) 人が進行性の症状（ガン、多発性硬化症、筋ジストロフィー又はHIV感染症）をもち、
 - (b) その症状の結果、その者が機能障害をもち、それが通常の日常生活活動を行う能力に影響を及ぼす（又は及ぼした）場合で、
 - (c) その影響が、相当の悪影響を及ぼさない（又は及ぼさなかった）場合でも、その症状が相当の悪影響を及ぼす機能障害を結果する可能性のあるときには、その者は相当の悪影響を及ぼす機能障害をもっていると認められなければならない。
- (2) 本規定の目的に照らして、規則により以下についての規定を定めることができる。

- (a) 進行性として取り扱われるべき定められた種類の症状
- (b) 進行性ではないものとして取り扱われるべき定められた種類の症状

付則 2（第 2 条第 2 項）

障害歴

- 1 第 2 条に関する修正は以下のとおりである。
- 2 第 2 編及び第 3 編における障害者にかかる言及は、障害歴をもつ者にかかる言及としてこれを読み替えるものとする。
- 3 第 6 条第 1 項において、「障害をもたない者」の後に「及び障害歴をもたない者」を挿入する。
- 4 第 6 条第 6 項における「もっており」については、「もっていた」にこれを差し替える。
- 5 付則 1 の 2（1）から（3）については、以下の通りこれを差し替える。
 - 「(1) 機能障害の影響が、少なくとも 12 ヶ月間継続していた場合にはこれを長期的影響とする。
 - (2) 機能障害が、通常の日常生活活動を行う上で、その者の能力に相当の悪影響を及ぼすことがなくなった場合でも、それが再発した場合には、その機能障害の影響が継続しているものとして取り扱われるべきである。
 - (3) (2) の目的に照らして、その影響の再発は、別に定められる細目においては、考慮する必要はない。」

付則 3（第 8 条第 8 項及び第 25 条第 6 項）

施行及び訴訟手続

第 1 部 雇用

1 調停

- (1) 第 8 条に基づいて、労働裁判所に不服審査申し立てが提出され、その写しが調停官に送られた場合には、調停官は以下のいずれかのことを行わなければならない。
 - (a) 原告及び被告により要請された行為
 - (b) 調停官が成功の可能性があると認めた場合において、労働裁判所による決定を待たずに、その不服審査申し立ての解決を促進するよう努めること
- (2) ある者が不服審査申し立てを行う意図をもっている場合において、その当事者となるべき者がこれを要請したときは、調停官は解決を促進するよう努めなければならない。
- (3) 調停官は、それが妥当な場合には、その苦情の解決に利用できる他の訴訟手続の利用を勧めることが望ましい場合もあることを考慮しなければならない。
- (4) 本規定に基づいて調停官が行動している事案においてなされた調停官との会話はすべて、それを述べた者の同意なくして、労働裁判所におけるいかなる訴訟手続においてもこれを証拠として認めることはできない。

2 第 2 編の違反に対する訴訟手続における制限

- (1) 第 8 条により定められた場合を除いては、その行為が第 2 編により違法であるという理由だけでは、その行為に関係する者に対して、民事又は刑事訴訟手続は開始されない。
- (2) (1) の規定は、司法審査の申し立てを行うことを妨げない。

3 訴訟手続が開始されなければならない期間

- (1) 労働裁判所は、その不服審査申し立ての対象となる行為が行われた時から 3 ヶ月以内に申し立てが提出されない限り、第 8 条に基づく不服審査申し立てとしてこれを考慮する必要はない。
- (2) 労働裁判所は、その事案を総合的に判断して、これを扱うことが公正と公平にかなうと認める場合には、期間経過後の不服審査申し立てについてもこれを扱うことができる。
- (3) (1) の目的に照らして
 - (a) 違法な差別的行為が、契約における文言に起因する場合には、その行為はその契約の全期間を通じてなされているものとして扱われなければならない。

- (b) 期間を越えてなされているすべての行為は、その期間満了の時になされたものとして扱われなければならない。
- (c) 故意の不作为 (omission) は、その者がそれを決意した時になされたものとして扱われなければならない。
- (4) 反証を構成する証拠がない限り、本規定の目的に照らして、その者は以下のいずれかの時に不作为を決意したと認められるべきである。
 - (a) 当該不作为と相矛盾する行為を行う時
 - (b) そのような相矛盾する行為を行わない場合であっても、なされて当然の不作为をその期間内にその者が行うことが合理的に期待される場合には、その期間が終了した時

4 証拠

- (1) 第 8 条に基づくすべての訴訟手続において、閣僚により、又は閣僚のために署名され且つ以下のことを証明する証明書は、これにより証明された事項の明確な証拠とされなければならない。
 - (a) 証明書に定められたすべての条件又は要件が閣僚により課され、且つその特定された時点において、又は特定された期間を通じてそれが有効であったこと
 - (b) 証明書において定められた行為が、国家の安全維持のためになされたこと
- (2) そのような証明書であることを目的とする文書は、反証が認められない限り、証拠として受け入れられ、当該の証明書とみなされなければならない。

第 2 部 他の分野における差別

5 第 3 編の違反に対する訴訟手続における制限

- (1) 第 25 条により定められた場合を除いては、その行為が第 3 編により違法であるという理由だけでは、その行為に関係する者に対して、民事又は刑事訴訟手続は開始されない。
- (2) (1) の規定は、司法審査の申し立てを行うことを妨げない。

6 訴訟手続が開始されなければならない期間

- (1) 地方裁判所又は州裁判所は、その不服審査申し立ての対象となる行為が行われた時から 6 ヶ月以内に申し立てが提出されない限り、第 25 条に基づく不服審査申し立てとしてこれを考慮する必要はない。
- (2) 第 25 条に基づく訴訟手続又は予期される訴訟手続において、第 28 条によりその準備に関して任命された者が、(1) の 6 ヶ月間の期間満了前に、その職務を開始した場合には、同規定により認められる期間は、2 ヶ月間延長されるものとする。

- (3) 裁判所は、その事案を総合的に判断して、これを扱うことが公正と公平にかなうと認める場合には、期間経過後の第 25 条に基づく不服審査申し立てについてもこれを扱うことができる。
- (4) (1) の目的に照らして
- (a) 違法な差別的行為が、契約における文言に起因する場合には、その行為はその契約の全期間を通じてなされているものとして扱われなければならない。
- (b) 期間を越えてなされているすべての行為は、その期間満了の時になされたものとして扱われなければならない。
- (c) 故意の不作为は、その者がそれを決意した時になされたものとして扱われなければならない。
- (5) 反証を構成する証拠がない限り、本規定の目的に照らして、その者は以下のいずれかの時に不作为を決意したと認められるべきである。
- (a) 当該不作为と相矛盾する行為を行う時
- (b) そのような相矛盾する行為を行わない場合であっても、なされて当然の不作为をその期間内にその者が行うことが合理的に期待される場合には、その期間が終了した時

7 精神的苦痛に対する補償

- (1) 第 25 条に基づくすべての訴訟手続において、精神的苦痛に対する補償額は、別に定められる額を超えてはならない。

8 証拠

- (1) 第 25 条に基づくすべての訴訟手続において、閣僚により、又は閣僚のために署名され且つ以下のことを証明する証明書は、これにより証明された事項の明確な証拠とされなければならない。
- (a) 証明書に定められたすべての条件又は要件が、閣僚により課され、且つその特定された時点において、又は特定された期間を通じてそれが有効であったこと
- (b) 証明書において定められた行為が、国家の安全維持のためになされたこと
- (2) そのような証明書であることを目的とする文書は、反証が認められない限り、証拠として受け入れられ、当該の証明書とみなされなければならない。

付則 4（第 16 条第 5 項及び第 27 条第 5 項）

賃貸借契約に基づいて占有されている不動産

第 1 部 雇用主又は職種団体による占有

1 改造の承諾を得ることを怠ること

その不動産に特別な改造をすることを怠ることにより、占有者が第 6 条又は第 15 条の義務の履行を怠ったか否かに関して問題が生じた場合には、占有者が改造について文書により賃貸人の承諾を求めている限りは、賃貸借契約の目的たる不動産を占有しているという事実起因するいかなる制限も無視されるべきである。

2 第 8 条に基づく訴訟手続における賃貸人の参加

- (1) 第 8 条に基づくいずれの訴訟手続においても、第 16 条が適用される事案にあつては、原告又は占有者は、賃貸人が訴訟手続に当事者として参加又は出頭すべく指示するために、労働裁判所に対して不服審査申し立ての聴き取りを行うよう要請することができる。
- (2) その要請は、不服審査申し立ての聴き取りの開始前になされた場合にこれを認めるものとする。
- (3) 労働裁判所は、その要請が不服審査申し立ての聴き取り開始後になされた場合には、これを拒否することができる。
- (4) その要請は、労働裁判所がその不服審査申し立ての結論を出した後になされた場合にはこれを認めない。
- (5) 賃貸人が、その訴訟手続に当事者として参加又は出頭している場合には、労働裁判所は以下のことを決定することができる。
 - (a) 賃貸人が以下であるか否か
 - (i) その改造についての承諾を拒否している、又は
 - (ii) 一つ若しくはそれ以上の条件に従って承諾している
 - (b) もしそうであるならば、その拒否又はいずれかの条件が不合理であること
- (6) (5) に基づいて、労働裁判所が当該の拒否又はいずれかの条件が不当であると決定した場合には、裁判所は以下の一つ又はそれ以上の対策を講ずることができる。
 - (a) 適当と認められる宣言を行う
 - (b) 特定の改造を占有者がすることを認める命令を発する
 - (c) 原告に対し、賃貸人が補償金を支払うことを命ずる

- (7) (6) (b) に基づく命令により、占有者は、その命令に定められた条件を履行するよう要請される。
- (8) (6) に基づいて労働裁判所により講じられるすべての対策は、第 8 条第 2 項に基づいて労働裁判所により講じられる対策を代替し、又はこれに追加するものである。
- (9) 労働裁判所が賃貸人に対して、補償金を支払うことを命ずる場合には、第 8 条第 2 項に基づいて、占有者に対して、補償金を支払う命令を発することはできない。

3 規則

- (1) 規則により、以下に関する細目について規定を定めることができる。
 - (a) 第 16 条及び本付則本部の目的に照らして、賃貸人が以下のものであると認められること
 - (i) 承諾を差し控えている
 - (ii) 不当に承諾を差し控えている
 - (iii) 承諾を差し控えるに当たって合理的に行動している
 - (b) 賃貸人が承諾を与えるに際して付した条件が、合理的なものであると認められること
 - (c) 賃貸人が承諾を与えるに際して付した条件が、合理的なものでないと認められること

4 転貸その他

所管大臣は、占有者が転貸又は転借のもとに不動産を占有している場合に関して、第 16 条により定められた規定又は本付則本部により若しくはこれに基づいて定められたすべての規定を補足し、又は修正する規定を、規則により定めることができる。

第 2 部 サービス提供者による占有

5 改造の承諾を得ることを怠ること

その不動産に特別な改造をすることを怠ることにより、占有者が第 21 条の義務の履行を怠ったか否かに関して問題が生じた場合には、占有者が改造について文書により賃貸人の承諾を求めている限りは、賃貸借契約の目的たる不動産を占有しているという事実起因するいかなる制限も無視されるべきである。

6 裁判所への付託

- (1) 占有者が賃貸人に文書により当該改造への承諾を求めている場合において、以下のいずれかに該当する場合には、占有者又は当該不動産についての提案された改造に利害関係を有する障害者は、この問題を地方裁判所又は（スコットランドにおいては）州裁判所に付託することができる。

- (a) 承諾が拒否された場合
- (b) 賃貸人が、一つ又はそれ以上の条件に従って承諾を与えた場合
- (2) 本付則の以下の規定においては、「裁判所」には「執行官」を含むものとする。
- (3) 当該の付託に対しては、裁判所は、賃貸人の拒否が不当であるか否か、又は（ある場合には）当該の条件又は条件のいずれかが不当であるか否かについて決定するものとする。
- (4) 裁判所が以下について決定した場合には、裁判所は、適当と認められる宣言をなし、又は占有者が特定の改造を行うことを認める命令を発することができる。
 - (a) 賃貸人の拒否が不当であること
 - (b) 当該の条件又は条件のいずれかが不当であること
- (5) (4) に基づく命令により、占有者は、その命令に定められた条件を履行するよう要請される。

7 第 25 条に基づく訴訟手続における賃貸人の参加

- (1) 第 25 条に基づくいずれの訴訟手続においても、本付則の本部が適用される事案にあつては、原告（plaintiff、pursuer）又は占有者は、賃貸人が訴訟手続に当事者として参加又は出頭するよう裁判所に要請することができる。
- (2) その要請は、不服審査申し立ての聴き取りの開始前になされた場合にこれを認めるものとする。
- (3) 裁判所は、その要請が不服審査申し立ての聴き取り開始後になされた場合には、これを拒否することができる。
- (4) その要請は、裁判所がその不服審査申し立ての結論を出した後になされた場合にはこれを認めない。
- (5) 賃貸人が、その訴訟手続に当事者として参加又は出頭している場合には、裁判所は以下のことを決定することができる。
 - (a) 賃貸人が以下であるか否か
 - (i) その改造についての承諾を拒否している、又は
 - (ii) 一つ若しくはそれ以上の条件に従って承諾している
 - (b) もしそうであるなら、その拒否、又は一つ又はそれ以上の条件が不当であること
- (6) (5) に基づいて、裁判所が当該の拒否又はいずれかの条件が不当であると決定した場合には、裁判所は以下の一つ又はそれ以上の対策を講ずることができる。
 - (a) 適当と認められる宣言を行う
 - (b) 特定の改造を占有者がすることを認める命令を発する
 - (c) 原告に対し、賃貸人が補償金を支払うことを命ずる
- (7) (6) (b) に基づく命令により、占有者は、その命令に定められた条件を履行するよう要請

される。

- (8) 裁判所が賃貸人に対して、補償金を支払うことを命ずる場合には、占有者に対して、補償金を支払う命令を発することはできない。

8 規則

- (1) 規則により、以下に関する細目について規定を定めることができる。
- (a) 第 27 条及び本付則本部の目的に照らして、賃貸人が以下のものであると認められること
 - (i) 承諾を差し控えている
 - (ii) 不当に承諾を差し控えている
 - (iii) 承諾を差し控えるに当たって合理的に行動している
 - (b) 賃貸人が承諾を与えるに際して付した条件が、合理的なものであると認められること
 - (c) 賃貸人が承諾を与えるに際して付した条件が、合理的なものでないと認められること

9 転貸その他

所管大臣は、占有者が転貸又は転借のもとに不動産を占有している場合に関して、第 27 条により定められた規定又は本付則本部により若しくはこれに基づいて定められたすべての規定を補足し、又は修正する規定を、規則により定めることができる。

付則 5（第 50 条第 8 項）

全国障害委員会

1 地位

- (1) 委員会は、これを法人とする。
- (2) 委員会は刑事法院の奉仕者又は代理人ではなく、また刑事法院のいかなる地位、特権又は特典を享受するものではない。

2 訴訟手続

委員会は、（その定足数を決定する権限を含めて）その訴訟手続について定める権限を有する。

3 委員

- (1) 委員会は少なくとも 10 人の委員をもって構成するものとし、委員の数は 20 人を越えてはならない。
- (2) 本付則における「委員」とは、(5) (b) の場合を除いては、委員会を構成する委員を意味す

る。

- (3) 各委員は、所管大臣により任命されるものとする。
- (4) 所管大臣は、委員会の議長となるべき者及び副議長となるべき者を任命するものとする。
- (5) 委員は、所管大臣の意見に基づいて、以下の者の中から任命されるものとする。
 - (a) 障害者のニーズ、又は、特に障害者団体のニーズについて知識又は経験を有する者
 - (b) 障害歴をもつ者のニーズ、又は、特に障害歴をもつ者の団体のニーズについての知識又は経験を有する者
 - (c) 専門職の団体又は産業若しくは他の事業的利益を代表する団体の構成員又は代表者
- (6) いずれの委員を任命する場合にも、所管大臣は、事前に、適当と認められる者にこれを諮問しなければならない。
- (7) 所管大臣は、任命の権限を執行するに当たり、常時少なくとも委員の半数が障害者、障害歴を有する者、又は障害者の父母若しくは後見人により構成されることを保障するよう努めなければならない。

4 委員の任期

- (1) 各委員は、5年を越えない任期をもって任命され、その任期に従ってその職を保持し且つ退任するものとする。
- (2) その者がかつて委員であったことのみを理由として、委員として任命されることが妨げられてはならない。
- (3) いずれの委員も、所管大臣に文書により通知することによって、いつでもその職を辞することができる。
- (4) 規則においては、別に定められる場合において、所管大臣が委員の職を解くことができる旨の規定を定めることができる。

5 報酬

- (1) 所管大臣は、すべての委員に適当と認められる報酬又は経費を支払うことができる。
- (2) 本規定に基づくすべての支払いについては、大蔵省の承認を必要とする。

6 職員

所管大臣は、委員会に適当と認められる職員を配置するものとする。

7 補完規則制定の権限

所管大臣は、規則により以下の規定を定めることができる。

- (a) 所管大臣による委員会に対する情報の提供

- (b) 委員会のために行われる研究を、所管大臣が委託する件
- (c) 委員会が助言者を任命する場合の細目及び条件
- (d) 委員会の負担する経費について、大蔵省の承認の下に行われる所管大臣の支払い

8 年次報告

- (1) 各財政年度の終了後できるだけ速やかに、委員会は、当該報告の関係する財政年度における活動について、所管大臣に報告しなければならない。
- (2) 所管大臣は、議会の各院に委員会の年次報告の移しを提出し、適当と認められる場合には、その報告を公表する準備をしなければならない。

付則 6（第 70 条第 4 項）

必要な修正

1 1973 年雇用・訓練法（1973c.50）

1973 年雇用・訓練法第 12 条第 1 項（障害者に関して一定の権限を与えるに当たって、退役軍人男女に優先権を与えるべき所管大臣の義務）において

- (a) 「無能力による社会的不利益者として登録された者」を「障害者」に差し替える。
- (b) 「障害者」の後の文言を「1995 年障害者差別禁止法におけるのと同じ意味をもつ」に差し替える。

2 1978 年雇用保護（統合）法（1978c.44）

1978 年雇用保護（統合）法第 136 条第 1 項（雇用控訴裁判所への控訴）において、末尾に以下を挿入する。

「(ff) 1995 年障害者差別禁止法」

3 同法付則 13 の規定 20（解雇された従業員の復職、又は再雇用）の（3）において

- (a) 「解雇に関連する不服審査申し立て」の定義において、「又は」を削除するとともに、その末尾に「又は解雇により生ずる 1995 年障害者差別禁止法第 8 条に基づく不服審査申し立て」を挿入する。
- (b) 「関連調停権限」の定義において、「又は」を削除するとともに、その末尾に「又は 1995 年障害者差別禁止法付則 3 の規定 1」を挿入する。
- (c) 「関連和解契約」の定義において、「又は条」を「条」に差し替え、その末尾に「又は 1995

年障害者差別禁止法第 9 条第 2 項」を挿入する。

4 1985 年会社法 (1985c.6)

1985 年会社法付則 7 規定 9 (障害者に関する会社の方針についての取締役会報告における開示) の (4) (b) における「障害者」の定義において、「1944 年障害者 (雇用) 法」を「1995 年障害者差別禁止法」に差し替える。

5 1989 年地方自治体及び住宅法 (1989c.42)

1989 年地方自治体及び住宅法第 7 条 (業績により任命されるべき地方自治体等のすべての職員) 第 2 項において

- (a) 規定 (a) は、削除されなければならない。
- (b) 規定 (d) の末尾にある「及び」という文言は、削除されなければならない口
- (c) 規定 (e) の後に以下を挿入する。
「、及び
- (f) 1995 年障害者差別禁止法第 5 条及び第 6 条 (差別の意味と調整を行う義務)。」

6 1990 年企業及び新都市 (スコットランド) 法 (1990c.35)

1990 年企業及び新都市 (スコットランド) 法第 16 条 (訓練のために障害者の選考を行う権限を行使するに当たり、退役軍人男女に優先権を与えるべきスコットランドにおける団体の義務) 第 2 項において、「1944 年法にいわゆる」を「1995 年障害者差別禁止法」に差し替える。

付則 7（第 70 条第 5 項）

廃 止

法 律 番 号	法 律 名	廃 止 の 範 囲
7 & 8 Geo. 6c. 10	1944 年障害者（雇用） 法	第 1 条 第 6 条から第 14 条 第 19 条 第 21 条 第 22 条第 4 項
6 & 7 Eliz. 2c. 33	1958 年障害者（雇用） 法	第 2 条
1970c. 44	1970 年慢性疾患及び 障害者法	第 16 条
1978c. 44	1978 年雇用保護（統合） 法	付則 13 の 20（3） 「解雇に関連する不服審 査申し立て」及び「関連 調停権限」の定義におけ る「又は」という文言
1989c. 42	1989 年地方自治体及び 住宅法	第 7 条第 2 項（a）、及び （d）の末尾における 「及び」
1993c. 62	1993 年教育法	第 161 条第 5 項における 「及び本項における」 から末尾までの文言

付則 8（第 70 条第 6 項）

北アイルランドに本法を適用する場合の修正

1 北アイルランドに本法を適用する場合には、本法は以下の修正に従ってその効力を有するものとする。

2

(1) 第 3 条第 1 項において、「所管大臣」を、「所管省」に差し替える。

(2) 第3条において、第4項から第12項は、以下と差し替える。

「4 すべての指針の草案の準備に当たっては、所管省は適当と認められる者に諮問しなければならない。

5 所管省が指針を発行しようとする場合には、その草案を公表し、草案について提出された意見を考慮し、それが適当と認められる場合には、その意見に基づいて草案を修正しなければならない。

6 所管省は、提案された指針について発行の進めを進めることを決定した場合には、議会にその草案を上程しなければならない。

7 法定期間内に議会が、その草案を承認しないと議決した場合には、所管省は、当該の提案された指針に関して更に進めを進めてはならない。

8 その議決が法定期間内に行われない場合には、所管省は、その草案をもって、指針としてこれを発行しなければならない。

9 指針は、所管省が命令により指定した日より効力を発するものとする。

10 第7項の規定は、指針について新たな草案を議会に上程することを妨げるものではない。

11 所管省は、以下のことを行う。

(a) 適宜、指針の全部又は一部を改訂し、再発行すること

(b) 命令により、指針を廃棄すること

12 本条において

「所管省」とは、経済開発省を意味する。

「指針」とは、本条に基づいて所管省により発行された指針を意味し、再検討及び再発行されたものを含む。

「法定期間」とは、1954年解釈法（北アイルランド）第41条第2項により指定された期間を意味する。」

3 第4条第6項において、「大ブリテン島」を「北アイルランド」に差し替える。

4

(1) 第7条第2項において、「所管大臣」を「経済開発省」に差し替える。

(2) 第7条第4項から第10項において、「所管大臣」は常に「経済開発省」に差し替え、「he」及び「him」は常に「it」に差し替え、「his」は常に「its」に差し替える。

(3) 第7条第9項において、「議会（Parliament）」を「議会（the Assembly）」に差し替える。

5

- (1) 第8条第3項において、「又は（スコットランドにおける）法的義務違反」を削除する。
- (2) 第8条第7項において、「1978年雇用保護（統合）法付則g規定6A」を「1976年産業関係（北アイルランド）命令第61条第3項」に差し替える。

6

- (1) 第9条第2項（a）において、「調停官」を「仲介者」に差し替える。
- (2) 第9条第4項における「資格を有する弁護士」の定義については、以下の文言に差し替える。
「（その資格において活動し、又は法的助言を行うために雇用されている）バリスター、又は開業資格を有する最高法院のソリシター」

7

- (1) 第10条第1項（b）において「又は認可団体」を削除する。
- (2) 第10条第2項（b）において、「所管大臣」を「経済開発省」に差し替える。
- (3) 第10条第3項の「慈善」の定義において、「1993年」を「1964年（北アイルランド）」に差し替え、「認可団体」の定義を削除し、そして「援助付雇用」の定義において「1944年」を「1945年（北アイルランド）」に差し替える。
- (4) 第10条第4項における「イングランド及びウェールズ」を、「北アイルランド」に差し替える。
- (5) 第10条第5項を削除する。

8 第12条第5項における「大ブリテン島」を、「北アイルランド」に差し替える。

9

- (1) 第19条第3項（g）において、「1973年雇用・訓練法第2条」を「1950年雇用・訓練法（北アイルランド）第1条及び第2条」に差し替える。
- (2) 第19条第5項において、（a）を以下と差し替える。
 - 「(a) 関連団体による財政支出を受け若しくは保障されている教育、又は以下の施設において提供されている教育
 - (i) 関連団体又は北アイルランド教育省により財政支出を受けている施設
 - (ii) 1986年教育及び図書館（北アイルランド）命令で定める範囲内の学校である他の施設」
- (3) 第19条第6項は、以下と差し替える。
 - 「6 第5項における「関連団体」は以下を意味する。
 - (a) 教育及び図書館委員会

- (b) 任意団体
- (c) 定められた種類の団体」

10 第 20 条第 7 項において、(b) 及び (c) は次のように差し替える。

「(b) 1986 年精神保健（北アイルランド）命令の第 8 編により、又はそれに基づいて与えられた機能は、障害者の財産又は事業に関して運用できる。」

11 第 22 条第 4 項及び第 6 項において、「(スコットランドにおいては借家に関わる)」を削除する。

12

- (1) 第 25 条第 1 項において、「、又は（スコットランドにおいて）法的義務違反」を削除する。
- (2) 第 25 条第 3 項において、「イングランド及びウェールズ」を「北アイルランド」に差し替える。
- (3) 第 25 条第 4 項を削除する。
- (4) 第 25 条第 5 項において、「又は」から「控訴裁判所」までを削除する。

13 第 26 条第 3 項において、「又は州裁判所」を削除する。

14

- (1) 第 28 条において、「所管大臣」は常に「保健社会サービス省」に差し替える。
- (2) 第 28 条第 3 項及び第 4 項において、「he」を「it」に差し替える。
- (3) 第 28 条第 5 項において、「伏蔵省」を「北アイルランド財政及び職員省」に差し替える。

15 第 29 条、第 30 条及び第 31 条を削除する。

16

- (1) 第 32 条第 1 項において、「所管大臣」を「環境省」に差し替える。
- (2) 第 32 条第 5 項において、「タクシー」の定義を以下のように差し替える。

「「タクシー」とは、以下の車両を意味する。

 - (a) 1981 年道路交通（北アイルランド）命令第 61 条に基づいて借り上げ自動車営業の許可を受けた車両
 - (b) 運転手の他、8 人以下の乗客が乗車できる車両」

17 第 33 条において、「所管大臣」は常に「環境省」に差し替える。

18 第 34 条は以下と差し替える。

「第 34 条 タクシー・アクセシビリティ規則準拠を条件とした新許可証

- 1 環境省は、当該車両が、認可証を受けるに当たり、従うことを要求されているタクシー・アクセシビリティ規則の必要な規定に適合しない限り、当該車両について、1981 年道路交通（北アイルランド）命令第 61 条に基づく公共サービス車両としての許可証を発行してはならない。
- 2 第 1 項は、その許可証が授与される直前の 28 日間において、当該車両についてその許可証が効力を有している場合には適用されない。
- 3 環境省は、命令において定める日をもって、第 2 項が効力を失うことを命令で定めることができる。」

19 第 35 条を削除する。

20 第 36 条第 7 項において、「許認可機関」を「環境省」に差し替える。

21

- (1) 第 37 条第 5 項及び第 6 項において、「許認可機関」を「環境省」に差し替える。
- (2) 第 37 条第 9 項において、「所管大臣」を「環境省」に差し替える。

22

- (1) 第 38 条第 1 項において、「許認可機関」を「環境省」に差し替える。
- (2) 第 38 条第 2 項において、「当該許認可機関」を「環境省」に差し替える。
- (3) 第 38 条第 3 項において、「その許認可機関」から末尾までの文言を、「不当な扱いを受けた者が居住する小治安裁判所管轄地域の即決裁判所を意味する」に差し替える。

23 第 39 条を削除する。

24

- (1) 第 40 条において、「所管大臣」は常に「環境省」に差し替える。
- (2) 第 40 条第 5 項において、「公共サービス車両」の定義は、以下と差し替える。

「「公共サービス車両」とは、以下の車両を意味する。

- (a) 運転手の他、8 人を越える乗客が乗車できる車両
- (b) 1981 年道路交通（北アイルランド）命令の目的に照らして公共サービス車両である車両」

- (3) 第40条第7項において、「障害者」から「代表団体」までの文言を、「適当と認められる代表団体」に差し替える。

25

- (1) 第41条第2項において、「所管大臣」は常に「環境省」に差し替える。
- (2) 第41条において、第3項及び第4項は、以下と差し替える。
- 「3 本条に違反して統制公共サービス車両を使用する者はすべて、その違反により有罪とされ、即決処分により標準率第4段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。」

26

- (1) 第42条において、「所管大臣」は常に「環境省」に差し替える。
- (2) 第42条第1項において、「he」を「it」に差し替える。
- (3) 第42条第6項において、「his」を「its」に差し替える。

27 第43条において、「所管大臣」は常に「環境省」に差し替える。

28

- (1) 第44条において、「所管大臣」は常に「環境省」に差し替える。
- (2) 第44条第2項において、「him」を「it」に差し替える。
- (3) 第44条第6項において、「he」を「it」に差し替え、「his」を「its」に差し替える。

29

- (1) 第45条において、「所管大臣」は常に「環境省」に差し替える。
- (2) 第45条第2項において、「him」を「it」に差し替え、「統合基金」を「北アイルランド統合基金」に差し替える。
- (3) 第45条第4項において、「he」を「it」に差し替える。

30

- (1) 第46条において、「所管大臣」は常に「環境省」に差し替える。
- (2) 第46条第6項の「鉄道車両」の定義において、「すべての鉄道、市街交通又は定められたシステムにより」という文言を「鉄道により」に差し替える。
- (3) 第46条第7項を削除する。
- (4) 第46条第11項において、「障害者」から「代表団体」までの文言を「適当と認められる代表団体」に差し替える。

31

- (1) 第 47 条において、「所管大臣」は常に「環境省」に差し替える。
- (2) 第 47 条第 3 項において、「障害者交通援助委員会及び適当と認められる他の者」という文言を「適当と認められる他の者」に差し替え、「he」を「it」に差し替える。

32 第 48 条第 3 項を削除する。

33

- (1) 本法第 6 編及び第 50 条第 1 項の表題において、「全国障害委員会」を「北アイルランド障害委員会」に差し替える。
- (2) 第 50 条第 2 項において、初出の「所管大臣」は「北アイルランド省」と差し替え、それ以外は常に「当該省」に差し替える。
- (3) 第 50 条第 3 項において、「所管大臣」を「保健社会サービス省」に差し替える。
- (4) 第 50 条第 7 項において、「所管大臣」を「北アイルランド省」に差し替え、「刑事法院」の後に「又は北アイルランド省」を挿入する。
- (5) 第 50 条第 9 項 (a) において、(i) から (iv) は、以下と差し替える。
 - 「(i) 1945 年障害者（雇用）法（北アイルランド）
 - (ii) 1965 年雇用契約及び勸奨退職手当法（北アイルランド）
 - (iii) 1950 年雇用・訓練法（北アイルランド）
 - (iv) 1976 年産業関係（北アイルランド）命令」
- (6) 第 50 条第 10 項において、「1944 年」から「場合には」までの文言を、次のように差し替える。
 - 「(a) 1945 年障害者（雇用）法（北アイルランド）第 17 条に基づく委員会がない場合、及び
 - (b) 本法第 60 条第 i 項に基づいて任命される一般的に活動する者がいない場合には」

34

- (1) 第 51 条第 1 項において、「所管大臣」は「いずれかの北アイルランド政府部局」と差し替え、「所管大臣の」は「当該政府部局の」と差し替える。
- (2) 第 51 条第 2 項において、「所管大臣」を「北アイルランド政府部局」に差し替える。
- (3) 第 51 条第 4 項において、「、地方裁判所又は州裁判所」を「又は地方裁判所」に差し替える。
- (4) 第 51 条第 6 項において、「所管大臣」を「北アイルランド政府部局」に差し替える。

35 第 52 条は以下と差し替える。

「第52条 前条に基づいて発せられた細則に関する追加規定の制定

1 本条において

「提案」とは、第 51 条に基づいて委員会によって北アイルランド政府部局に行われた提案を意味する。

「責任省（政府部局）」とは、

- (a) 提案に関しては、当該提案が行われた北アイルランド政府部局を意味する。
- (b) 細則に関しては、当該細則を発行した北アイルランド政府部局を意味する。

「法定期間」とは、1954 年解釈法（北アイルランド）第 41 条第 2 項により指定された期間を意味する。

- 2 すべての提案を準備するに当たって、委員会は以下に諮問しなければならない。
 - (a) 当該責任省により特定されて委員会に要請が出された者
 - (b) 委員会が適当と認めるその他の者
- 3 委員会は、提案を行う前にはすべて、その草案を講評し、草案について提出された意見を考慮し、それが適当と認められる場合には、その意見に基づいて草案を修正しなければならない。
- 4 委員会が提案をする場合には、当該責任省は以下のいずれかを行うことができる。
 - (a) それを承認すること
 - (b) 当該省が妥当と認める修正に従ってそれを承認すること
 - (c) その承認を拒否すること
- 5 当該責任省が（修正の有無に関わらず）すべての提案を承認する場合には、当該省は提案された細則の草案を準備し、議会にその草案を上程しなければならない。
- 6 もし法定期間内に、議会がその草案を承認しないことを議決した場合には、当該責任省はその提案された細則に関して更に手続を進めてはならない。
- 7 法定期間内にその議決が行われない場合には、当該責任省はその細則を草案の形式のまま発しなければならない。
- 8 当該細則は、当該責任省が命令により指定した日より効力を発するものとする。
- 9 第 6 項は、以前に提案されていた細則の新草案を、議会に上程することを妨げるものではない。
- 10 当該責任省がその提案を承認するのを拒否した場合には、その不承認の理由について書面による説明を委員会に提出しなければならない。
- 11 当該責任省は、命令によって細則を廃棄することができる。」

36

- (1) 第 53 条において、「所管大臣」は常に「経済開発省」に差し替える。
- (2) 第 53 条第 1 項において、「he」を「it」に差し替える。
- (3) 第 53 条第 5 項において、「、地方裁判所又は州裁判所」を「又は地方裁判所」に差し替える。

37 第 54 条は以下と差し替える。

「第 54 条 前条に基づいて発せられた細則に関する規定の制定

- 1 第 53 条に基づく細則の草案を準備するに当たっては、当該省は、雇用主の利益を代表する団体、又は就職若しくは求職中の障害者の利益を代表する団体で、適当と認められる団体にこれを諮問しなければならない。
- 2 細則を発行することを提案する場合には、その草案を公表し、草案について提出された意見を考慮し、それが適当と認められる場合には、その意見に基づいて草案を修正しなければならない。
- 3 当該省が細則について発行の手続を進めようとした場合は、議会にその草案を上程しなければならない。
- 4 法定期間内に、議会がその草案を承認しないと議決した場合には、当該省は、提案された細則に関して更に手続を進めてはならない。
- 5 法定期間内にその議決が行われない場合には、当該省は草案の形式のままで、その細則を発行しなければならない。
- 6 細則は、当該省が命令により指定した日より効力を発するものとする。
- 7 第 4 項は、以前に提案されていた細則の新草案を、議会に上程することを妨げるものではない。
- 8 当該省は、命令により細則を廃棄することができる。
- 9 本条において

「当該省」とは、経済開発省を意味する。

「法定期間」とは、1954 年解釈法（北アイルランド）第 41 条第 2 項により指定された期間を意味する。」

38 第 56 条第 2 項及び第 4 項において、「所管大臣」を「経済開発省」に差し替える。

39 第 59 条第 1 項において、「閣僚」の後に「又は北アイルランド政府部局」を挿入する。

40

- (1) 第 60 条第 1 項から第 3 項において、「所管大臣」は常に「経済開発省」に差し替え、「he」及び「垣剛」は常に「it」に差し替える。
- (2) 第 60 条第 4 項において、「大蔵省」を「北アイルランド財政及び職員省」に差し替える。
- (3) 第 60 条第 6 項は、以下と差し替える。

「6 経済開発省は、1945 年障害者（雇用）法（北アイルランド）第 17 条及び付則 2（地方助言委員会）を命令により廃止することができる。」

- (4) 第 60 条第 7 項において、「(b)」を削除し、「1944 年」を「1945 年」に差し替え、「それぞれの場合について」を削除する。
- (5) 第 60 条において、第 8 項を削除する。

41 第 61 条は以下と差し替える。

「第 61 条 1945 年障害者（雇用）法（北アイルランド）の修正

1 1945 年障害者（雇用）法（北アイルランド）第 15 条（経済開発省に援助付雇用の規定に関する準備を行う権限を与える規定）は、本条第 2 項から第 5 項に規定されるように修正される。

2 同条第 1 項において

- (a) 「無能力による社会的不利益者として登録された者」を「障害者」に差し替える。
- (b) 「その無能力」を「その障害」に差し替える。
- (c) 「無能力に該当しない」を「障害をもたない」に差し替える。

3 同条第 2 項において「一つ又はそれ以上の会社はいずれも」から「そのように要請され、禁止された」までの文言は、「いずれの会社、協会又は団体」に差し替える。

4 同条第 2 項の後に以下を挿入する。

「2 A 当該省が、本条に基づく権限を執行して設立できる唯一種の会社は、以下の会社である。

- (a) その利益又は他の収入を、その目的を推進するために充当することが定款によって求められているもの
- (b) 定款によって、その社員に配当を支払うことが禁止されているもの」

5 同条第 5 項の後に、以下を挿入する。

「5 A 本条の目的に照らして

- (a) 障害者は、1995 年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である者のことである。
- (b) 「障害」とは、当該法律におけるものと同義である。」

6 1945 年法第 16 条の規定（同法第 15 条に基づいて退役軍人男女に与えられる優先権）は、同条第 1 項となり、その末尾に以下を挿入する。

「及びその障害が軍隊生活に起因する者。

2 本条第 1 項の目的に照らして、障害者の障害は、別に定められる細目においてのみ、特定の種類の軍隊生活に起因するものとして取り扱われなければならない。」

7 1945 年法の以下の規定は、その効力を停止する。

- (a) 第 1 条（「障害者」の定義）

- (b) 第2条から第4条（障害者の訓練）
- (c) 第6条から第8条（障害者の登録）
- (d) 第9条から第11条（登録障害者を一定割合で雇用すべき相当数の従業員を雇用している雇用主の義務）
- (e) 第12条（無能力による社会的不利益者として登録された者のための指定職制度）
- (f) 第13条（本法により廃止された規定の解釈）
- (g) 第14条（雇用主により保有されるべき記録）
- (h) 第19条（違反に関する訴訟手続）
- (j) 第21条及び第22条（補足）

8 1945年法に関連して「障害者」を定義したすべての法令の規定は、その表現が本法におけるのと同様の意味をもつものとして解釈されなければならない。」

42

- (1) 第62条第2項において、「所管大臣」を「経済開発省」に差し替える。
- (2) 第62条第7項において、「大ブリテン島」を「北アイルランド」に差し替える。

43 第63条を削除する。

44

- (1) 第64条第3項において、「イングランド及びウェールズ」を「北アイルランド」に差し替える。
- (2) 第64条第4項を削除する。
- (3) 第64条第5項(a)において、「、英国交通警察」から「当局警察隊」までの文言を削除する。
- (4) 第64条第8項において
 - (a) 「英国交通警察」、「王立公園警察隊」及び「連合王国原子力エネルギー当局警察隊」の定義を削除する。
 - (b) 「1947年法」の定義において、1947年刑事法院訴訟手続法の前に「連合王国において女王陛下の政府の下に設置される刑事法院に適用され、且つ北アイルランドにおいて女王陛下の政府の下に設置される刑事法院においても適用される」を挿入する。
 - (c) 「消防隊」の定義において、「1947年」から末尾までを、「1984年消防サービス（北アイルランド）命令におけるのと同じ意味をもつ」に差し替える。
 - (d) 「看守」の定義に関して、「1994年」から末尾までを、「医務官として以外に、1953年監獄法（北アイルランド）第2条第2項に基づいて任命される職にある者又は1994年犯罪処罰及び公共秩序法第8編第3章の意味における監獄保護観察官を意味する」に差し替える。

- (e) 「閣僚又は政府部局の目的のためのサービス」の定義において、「いずれの職務のサービス」の後に「又は北アイルランド政府部局の長としてのサービス」を加える。

45 第 65 条を削除する。

46 第 67 条は以下と差し替える。

「第 67 条規則及び命令等

- 1 規則又は命令を定める本法に基づく権限は、1979 年法定規則（北アイルランド）命令の目的に照らして法定規則により行使するものとする。
- 2 その権限のすべては、それぞれの地域又は地方につき異なった規定を定めることを含めて、それぞれの場合に応じて異なった規定を定めるために行使することができる。
- 3 その権限には以下の権限を含む。
 - (a) 裁量権を行使する北アイルランド政府部局が適当と認める付随的、補足的、必然的又は移行的定義を定めること
 - (b) すべてのことを取り扱うに当たって、人に自由な裁量を許すこと
- 4 当該命令の草案が議会に上程され、その議決により承認されるまでは、第 50 条第 3 項に基づくいずれの命令も定めることはできない。
- 5 第 3 条第 9 項、第 52 条第 8 項、第 54 条第 6 項又は第 70 条第 3 項に基づいて定められるものを除いては、本法に基づいて定められるすべての命令及び本法に基づいて定められるすべての規則は、1954 年解釈法（北アイルランド）の意味における法定文書であるものとみなし、同法第 41 条第 6 項の意味における否定的な議決に従わなければならない。
- 6 本法の効力により議会に上程されることが求められる文書又は書類に関しては、それが 1954 年解釈法の意味における法定文書又は法定書類であるものとして、同法第 41 条第 3 項を適用するものとする。
- 7 第 1 項は、特定の車両又は特定された者の車両についてのみ適用される第 43 条に基づく命令について、法定規則により定めることを求めるものではない。
- 8 第 40 条第 6 項又は第 46 条第 5 項は、いずれも第 2 項及び第 3 項により与えられた権限に影響を及ぼすものではない。」

47

- (1) 第 68 条第 1 項は以下と差し替える。

「1 本法において

「アクセシビリティ許可証」とは、第 41 条第 1 項 (a) に基づいて発行された許可証を意味する。

「行為」には、故意の不作为を含む。

「仲介者」とは、労働関係事務所を意味する。

「認可許可証」とは、第 42 条第 4 項に基づいて発行された許可証を意味する。

「議会」とは、北アイルランド議会を意味する。

「便宜」とは、第 2 編においては、第 4 条第 4 項において与えられた意味をもつ。

「経済開発省」とは、北アイルランド経済開発省を意味する。

「環境省」とは、北アイルランド環境省を意味する。

「保健社会サービス省」とは、北アイルランド保健社会サービス省を意味する。

「雇用」とは、すべての定められた規定に従って、サービス若しくは見習い工契約、又は個人的に何らかの仕事をするという契約に基づく雇用を意味し、また関連する文言はそれに従って解釈されるものとする。

「北アイルランドの事業所における雇用」とは、第 2 項から第 5 項に従って解釈されるべきである。

「法令」は、1954 年解釈法（北アイルランド）第 1 条（f）の意味におけるすべての法定規定を意味する。

「政府部局」とは、北アイルランド政府部局又は連合王国政府部局を意味する。

「閣僚」には、大蔵省官僚を含む。

「北アイルランド政府部局」には、（第 51 条及び第 52 条における場合を除いては）北アイルランド政府部局の長を含む。

「職域年金制度」とは、1993 年年金制度（北アイルランド）法におけるものと同義である。

「不動産」には、すべての種類の土地を含む。

「別に定める」とは、規則によって定められたことを意味する。

「専門職 (profession)」には、すべての職業 (vocation) 若しくは職業 (occupation) を含む。

「サービス提供者」とは、第 19 条第 2 項（b）において与えられた意味をもつ。

「公共サービス車両」及び「統制公共サービス車両」とは、第 40 条において与えられた意味をもつ。

「PSV アクセシビリティ規則」とは、第 40 条第 1 項に基づいて定められた規則を意味する。

「鉄道車両」及び「統制鉄道車両」とは、第 46 条において与えられた意味をもつ。

「鉄道車両アクセシビリティ規則」とは、第 46 条第 1 項に基づいて定められた規則を意味する。

「規則」とは、以下を意味する。

- (a) 本法第 1 編及び第 2 編、第 66 条、上記「雇用」の定義、並びに、以下の第 3 項及び第 4 項においては、経済開発省により定められた規則
- (b) 本法第 5 編において、環境省により定められた規則
- (c) 本法の他のすべての規定においては、保健及び社会サービス省により定められた規則

「第 6 条の義務」とは、第 6 条により、又は第 6 条に基づいて課された義務を意味する。

「第 15 条の義務」とは、第 15 条により、又は第 15 条に基づいて課された義務を意味する。

「第 21 条の義務」とは、第 21 条により、又は第 21 条に基づいて課された義務を意味する。

「タクシー」及び「統制タクシー」とは、第 32 条において与えられた意味をもつ。

「タクシー・アクセシビリティ規則」とは、第 32 条第 1 項に基づいて定められた規則を意味する。

「職種」には、いかなる仕事も含む。

「職種団体」とは、第 13 条において与えられた意味をもつ。

「車両検査官」とは、第 41 条及び第 42 条の目的に照らして当該省により権限を与えられた環境省の職員を意味する。」

- (2) 第 68 条第 2 項から第 4 項において、「大ブリテン島」は常に「北アイルランド」に差し替える。

48

- (1) 第 70 条第 3 項において、「所管大臣」を「保健及び社会サービス省」に差し替える。
- (2) 第 70 条第 8 項において、「所管大臣」を「北アイルランド政府部局」に差し替え、「him」を「it」に差し替える。

49

- (1) 付則 1 規定 7 (1) において、「1944 年障害者（雇用）法」を「1945 年障害者（雇用）法（北アイルランド）」に差し替える。
- (2) 付則 1 規定 7 (7) において、「1944 年」を「1945 年」に差し替える。

50

- (1) 付則 3 規定 1 において
 - (a) 「調停句は常に「仲介者」に差し替える。

- (b) 規定 (1) 及び規定 (4) において、「he」を「it」に差し替える。
- (c) 規定 (3) において、「調停官」を「仲介者」に差し替える。
- (2) 付則 3 において規定 4 (1) は以下と差し替える。

「(1) 第 8 条に基づくすべての訴訟手続においては、以下の証明書はこれにより証明された事項の明確な証拠とされなければならない。

 - (a) 閣僚若しくは北アイルランド政府部局により署名され、又はそれらのために署名された証明書であって、その証明書に定められたすべての条件又は要件が、当該閣僚又は（ある場合には）当該省により課されたものであり、且つそれが特定の時点において、又は特定の期間を通じて有効であったことを証明するもの
 - (b) 所管大臣により、又は所管大臣のために署名された証明書であって、その証明書において特定された行為が、国家の安全維持を目的として行われたことを証明するもの」
- (3) 付則 3 規定 6 (1) において、「又は州裁判所」を削除する。
- (4) 付則 3 において規定 8 (1) は、以下と差し替える。

「(1) 第 25 条に基づくすべての訴訟手続においては、以下の証明書はこれにより証明された事項の明確な証拠とされなければならない。

 - (a) 閣僚若しくは北アイルランド政府部局により署名され、又はそれらのために署名された証明書であって、その証明書に定められたすべての条件又は要件が、当該閣僚又は（ある場合には）当該省により課されたものであり、且つそれが特定の時点において、又は特定の期間を通じて有効であったことを証明するもの
 - (b) 所管大臣により、又は所管大臣のために署名された証明書であって、その証明書において特定された行為が、国家の安全維持を目的として行われたことを証明するもの」

51

- (1) 付則 4 規定 2 (1) 及び (5)、並びに規定 7 (1) 及び (5) において、「又は出頭」を削除する。
- (2) 付則 4 規定 4 において、「所管大臣」を「経済開発省」に差し替える。
- (3) 付則 4 規定 6 (1) において、「又は（スコットランドにおいては）州裁判所」を削除する。
- (4) 付則 4 において、規定 6 (2) を削除する。
- (5) 付則 4 規定 9 において、「所管大臣」を「保健及び社会サービス省」に差し替える。

52

- (1) 付則 5 の表題において、「全国」を「北アイルランド」に差し替える。
- (2) 付則 5 において、「所管大臣」は常に「保健及び社会サービス省」に差し替える。

- (3) 付則 5 規定 3 (6)、規定 5 (1)、規定 6 及び規定 8 (2) において、「he」を「it」に差し替え、規定 3 (7) において、「his」を「its」に差し替える。
- (4) 付則 5 規定 5 (2) 及び規定 7 (d) において、「大蔵省」を「北アイルランド財政及び職員省」に差し替える。
- (5) 付則 5 規定 8 (2) において、「議会の各院」を「議会」に差し替える。

53 付則 6 及び付則 7 を以下と差し替える。

「 付則 6

必要な修正

1 1976 年産業関係（北アイルランド）命令（NI 16）

1976 年産業関係（北アイルランド）命令第 68 条第 6 項（解雇された従業員の復職又は再雇用）において

- (a) 「解雇に関連する不服審査申し立て」の定義において、「又は」を削除し、末尾に「又は解雇に起因する 1995 年障害者差別禁止法第 8 条に基づく不服審査申し立て」を挿入する。
- (b) 「関連調停権限」の定義において、「又は」を削除し、末尾に「又は 1995 年障害者差別禁止法付則 3 規定 1」を挿入する。
- (c) 「関連和解契約」の定義において、「又は条項」を「条項」に差し替え、末尾に「又は 1995 年障害者差別禁止法第 9 条第 2 項」を挿入する。

3 1986 年会社（北アイルランド）命令（NI 6）

1986 年会社（北アイルランド）命令付則 7 規定 9（障害者に関する会社の方針についての取締役会報告における開示）の (4) (b) における「障害者」の定義において、「1945 年障害者（雇用）法（北アイルランド）」を「1995 年障害者差別禁止法」に差し替える。

付則 7

廃 止

章	法 律 名	廃 止 の 範 囲
1945c. 6 (N. I.)	1945 年障害者（雇用）法 （北アイルランド）	第 1 条から第 4 条 第 6 条から第 14 条 第 16 条において 「職業訓練及び産業リハビリ テーションコース及び」とい う文言、「コース及び」という 文言、並びに「及び選択する 場合に」から「雇い入れ」ま での文言 第 19 条 第 21 条 第 22 条
1960c. 4 (N. I.)	1960 年障害者（雇用）法 （北アイルランド）	法律全部
1976NI16	1976 年産業関係 （北アイルランド） 命令	第 68 条第 6 項の 「解雇に関連する不服審査申 し立て」及び「関連調停権限」 の定義における「又は」とい う文言

視覚障害その他の理由で活字のままでこの報告書を利用できない方のために、営利を目的とする場合を除き、「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等を作成することを認めます。

その際は、下記までご連絡下さい。

障害者職業総合センター 企画部企画調整室

電話 043-297-9067

なお、視覚障害者の方等でこの報告書(文章のみ)のテキストファイルをご希望される
ときも、ご連絡下さい。

資料シリーズ No. 15

英国における障害者差別禁止法（仮訳）

編集・発行 日本障害者雇用促進協会

障害者職業総合センター©

〒²⁶¹⁻₀₀₁₄ 千葉市美浜区若葉 3-1-3

電話 043-297-9067

発行日 1997年3月

印刷・製本 (有)正陽印刷

The logo consists of the letters 'NIVR' in a bold, sans-serif font. The letters are black and are positioned within a light pink diamond shape. The diamond is oriented with its vertices at the top, bottom, left, and right. The background of the entire cover is a dark pink color, with a white diagonal line running from the top right to the bottom left, creating a large white diamond shape in the center.

NIVR

NATIONAL INSTITUTE OF VOCATIONAL REHABILITATION

ISSN 0918-4570